

**総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会**

**平成21年度検討成果とりまとめ**

**平成22年4月**

**国土交通省大臣官房技術調査課  
国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター  
関東地方整備局企画部**

## 【構成】

### 1. 平成 21 年度とりまとめ概要

1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況（平成 20 年度年次報告）	i
2. 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する検討について	v
3. 施工段階から維持管理段階を通じた品質確保・向上に向けた課題について	vi
4. 設計・施工一括発注方式における、受発注者間のリスク分担についての フォローアップ調査	vii
5. 工事・総合評価落札方式等の改善に関する取り組み方針	viii

### 2. 懇談会資料

#### 1. 第 1 回懇談会資料（平成 21 年 1 月 9 日）

(1) 直轄工事における総合評価方式の実施状況（平成 20 年度年次報告）	P 1
(2) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する検討について (実施計画（案）)	P 35
(3) 施工段階から維持管理段階を通じた品質確保・向上に向けた課題について	P 47

#### 2. 第 2 回懇談会資料（平成 22 年 3 月 8 日）

(1) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する検討について	P 55
(2) 設計・施工一括発注方式における、受発注者間のリスク分担についての フォローアップ調査	P 65
(3) 工事・総合評価落札方式等の改善に関する取り組み方針	P 79

#### [参考資料]

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 委員名簿	P 91
----------------------------------	------

# 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会

## 平成21年度検討成果とりまとめ

### はじめに

国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について有識者から意見を聴取することを目的として、平成21年11月9日に「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学研究科教授）を設置し、平成21年度には2回開催したところである。

主な内容としては、平成20年度における総合評価方式の実施状況を報告するとともに、平成20年度にとりまとめた改善策等の実施結果について、分析・評価を行った。また、設計・施工一括方式等について活用を図るとともに、受発注者間のリスク分担に対するフォローアップを実施した。また、入札契約手続きや審査・評価方法の透明性を確保する観点から、工事の総合評価落札方式等の改善に関する取り組み方針について検討を行った。

本報告書は、平成21年度の同懇談会における検討成果をとりまとめたものである。

## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況（平成20年度年次報告）

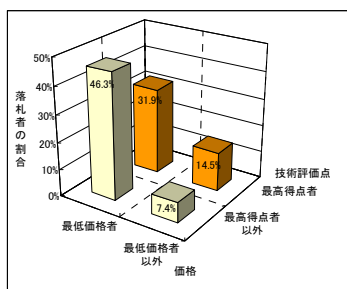
(P1～P33)

総合評価方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する諸課題への確実な対応に資するため、平成20年度に同方式により調達された国土交通省直轄工事を対象に、落札者の状況、技術評価の実施状況、実績重視型の導入効果等について分析し、年次報告としてとりまとめた。

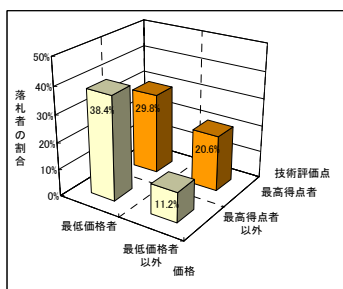
分析の結果、価格競争と技術競争のバランス（最高得点者が落札した割合について平成18年度に対し平成20年度は増加したこと）、施工体制確認型の導入による品質確保効果（簡易型、標準型とも、施工体制確認型は施工体制確認型以外に比べ、落札者の応札率（平均）が高く、応札率75%を下回る応札はほとんど見受けられないこと。平成18年度の施工体制確認型実施以前の落札率70%未満の工事に比べ、平成19年度の施工体制確認型の落札率70%～80%の工事成績評定点が2.6点高いこと）等が明らかとなった。

平成22年度は平成21年度の工事を対象に実施状況を分析する予定である。

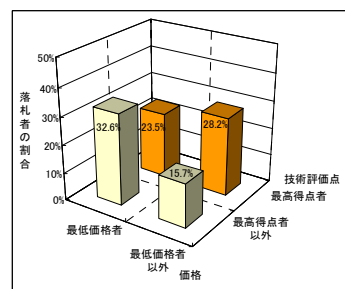
### 【簡易型】



(平成18年度)

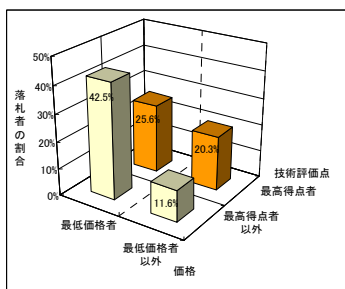


(平成19年度)

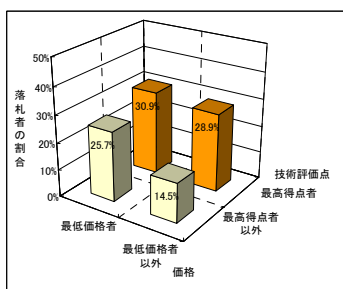


(平成20年度)

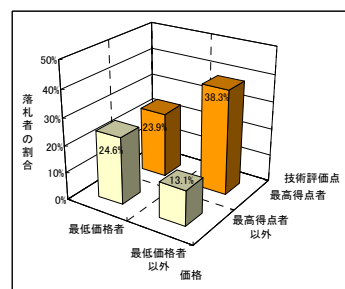
### 【標準型】



(平成18年度)



(平成19年度)



(平成20年度)

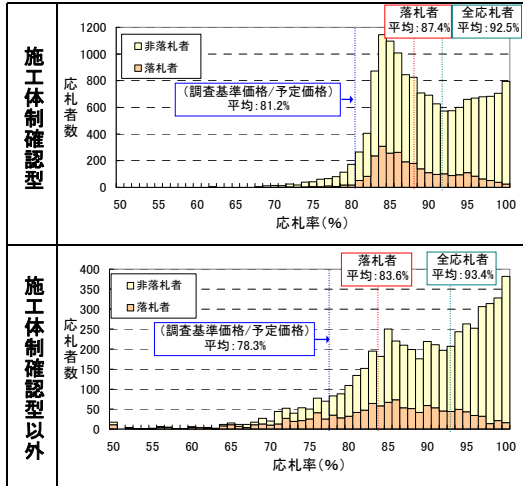
注1) 8地方整備局を対象。

注2) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

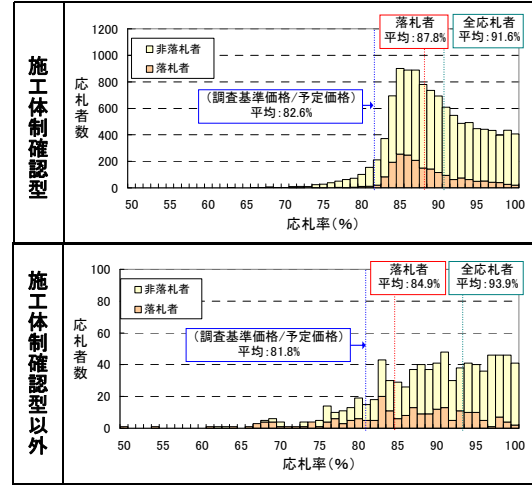
注3) 予定価格内1者の工事を除く。

図一 1 落札者の内訳（上段：簡易型、下段：標準型）

〔簡易型〕

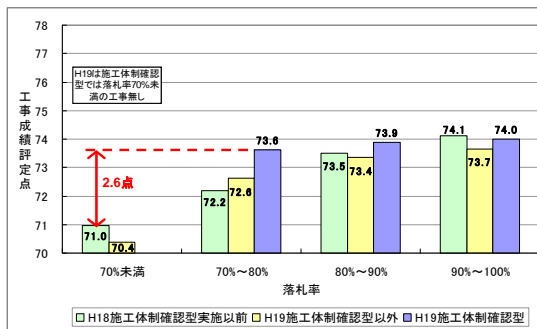


〔標準型〕

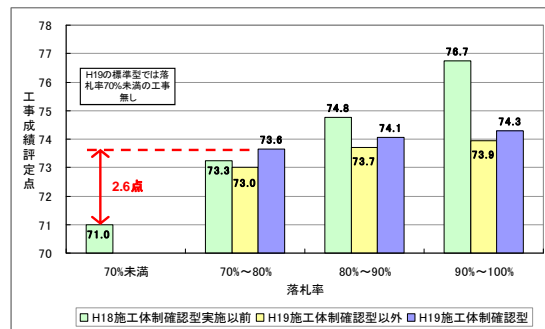


図一 二 応札率の分布 (左：簡易型、右：標準型)

〔簡易型〕

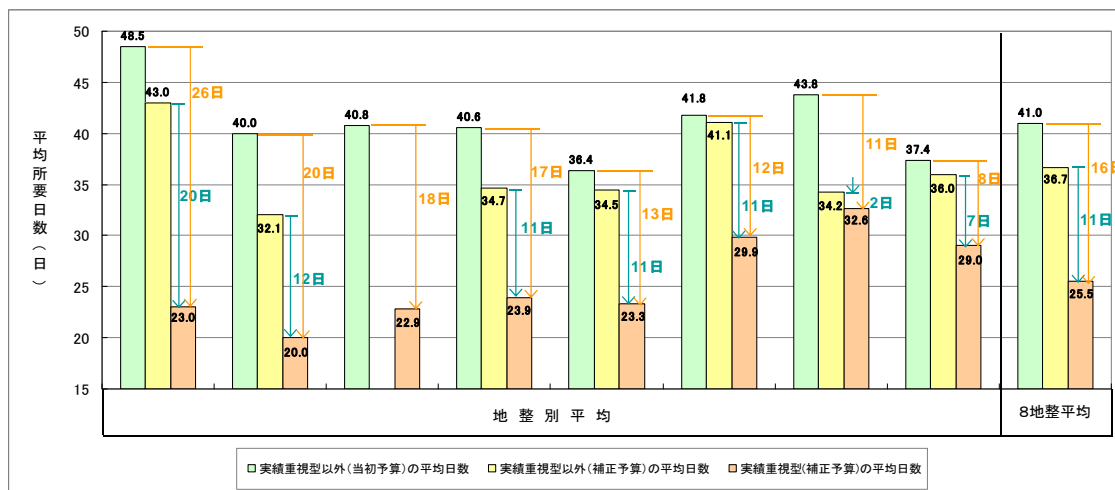


〔標準型〕

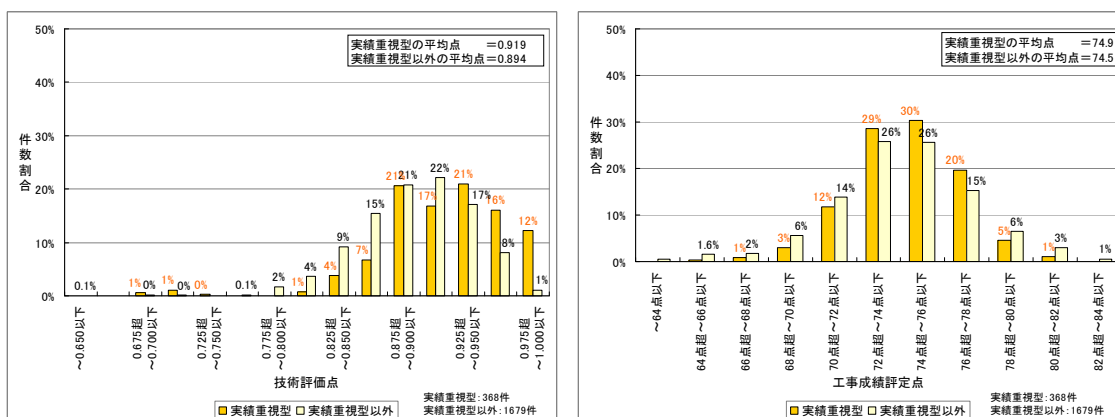


図一 三 落札率別の工事成績評定点 (左：簡易型、右：標準型)

実績重視型を導入した工事における公示日から入札日までの平均所要日数は、実績重視型を導入していない工事に比べ、半数の地方整備局で2週間以上短縮し、3週間程度となっていた。また、工事成績評定点の平均点を比較すると「実績重視型」、「実績重視型以外」とも75点程度であり、実績重視型の導入効果が明らかとなった。



図－4 公告日～入札日までの平均所要日数（平成20年度）



(a) 技術評価点の分布 (平成20年度)

(b) 工事成績評定点の分布 (平成20年度)

注1)実績重視型総合評価方式を実施した工事のうち、工事成績評定点が確定しているもののみを使用した速報値である。

注2)ここでいう技術評価点は、『技術評価点/(標準点+加算点満点+施工体制点)』である。

図－5 技術評価点及び工事成績評定点の分布（実績重視型とそれ以外・平成20年度）

## 2. 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する検討について

(P35～P45、P55～P63)

平成21年度は、平成20年度とりまとめにおける、「工事関連データの提供」、「情報交換の場の設置」等の改善方策についてフォローアップを行った。

上記改善方策の試行（工事関連データの提供：20件、情報交換の場の設置：22件）について、工事受注者等から「技術提案作成のための情報収集のための時間・事務負担の軽減が図られる」、「受発注者間の情報共有が図られ、工事内容や発注者の意図等に関する理解が深まっている」等、改善方策を評価する意見がなされており、改善方策の目的が達成できていると考えられる。

今後、平成21年度の取組結果を踏まえ、マニュアルの作成等を行うとともに、引き続きフォローアップを継続して実施していく。

表－1 工事関連データの提供に関する発注者・受注者意見

	受注者	発注者
業務の効率化 事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料の貸与により、閲覧の場合と比較して、<b>資料把握の効率が良くなった。</b></li> <li>○施工の要点やリスク等を踏まえた計画をする上で詳細な把握が可能となり、<b>憶測等の不確定要素が減ることにより業務の効率化となった。</b></li> <li>○<b>技術提案作成時間の短縮</b>に大きく寄与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来は閲覧対応をしていたため、日程調整や会議室の確保等に時間・手間を取られていたが、<b>閲覧対応が不要となり事務量が軽減された。</b></li> <li>○情報提供の充実により、<b>参加に関する問い合わせが減り、事務量が軽減された。</b></li> <li>○競争参加者が工事関係資料を入手するためには、各企業は発注予定情報から予定工事を把握し、関連業務成果の開示請求をしていた。そのため、<b>事務手続きが煩雑となっていたが、情報開示請求対応が不要となり、事務量が軽減された。</b></li> </ul>
技術提案等の 品質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特記仕様書等ではわからない詳細な情報が得られるため、<b>綿密な施工計画等がたてられる。</b></li> <li>○事前に工事関連データから予備知識を得た上で現地踏査を実施することにより、<b>問題点の把握・着目点の選定が容易になる。</b></li> <li>○工事関連データの提供で、<b>技術提案の品質向上につながる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前に成果を貸与することで、<b>技術提案の促進が図られる。</b></li> </ul>

表－2 情報交換の場の設置に関する発注者・受注者意見

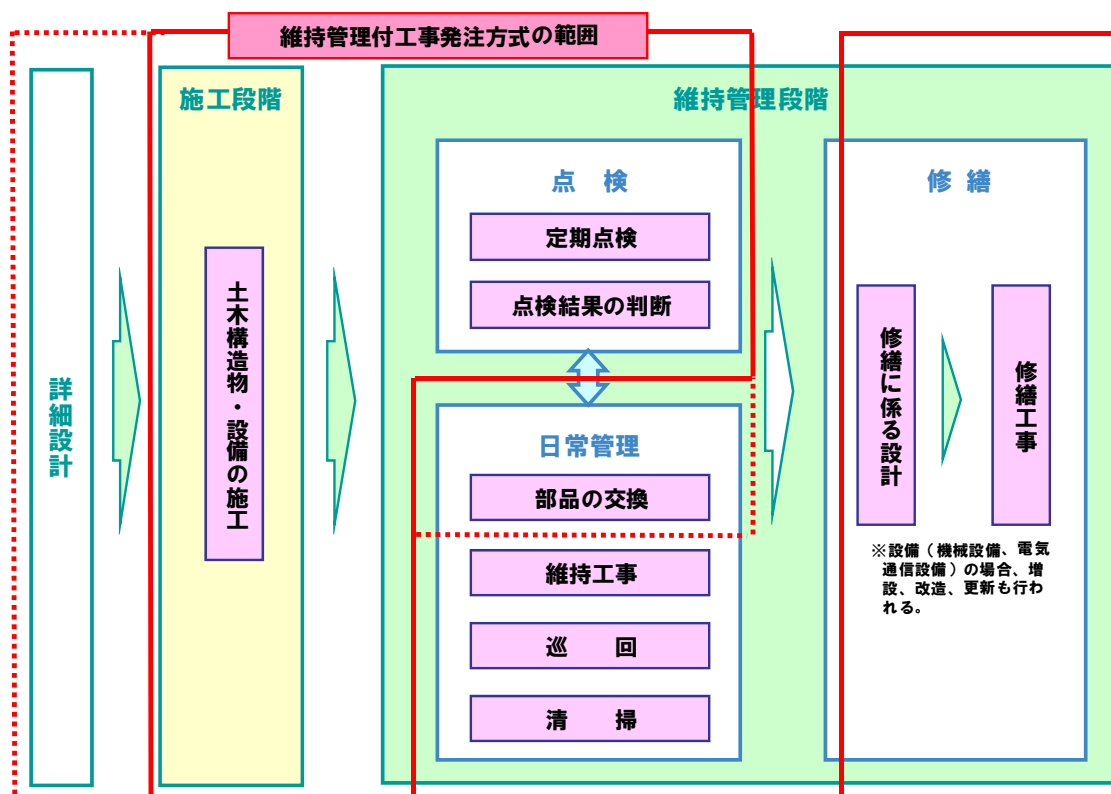
	受注者	発注者
工事内容の 理解度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札説明書、図面等では<b>判断しづらいところも明確となった。</b></li> <li>○<b>工事内容の理解を深める</b>ことができ、技術提案課題の背景も理解できた。</li> <li>○文書のみでの回答より、<b>その工事に対する発注者の意図が把握できて良い。</b>受注意欲が高まった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術提案課題の背景、評価の視点などを臨場の質疑応答を通じて補足説明することにより、<b>受注者側に発注者が求めている部分をより正確に伝えることができた。</b></li> </ul>
業務の効率化 事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子入札システムでの質問は回答までに時間がかかるが、<b>説明会はその場で回答があり迅速で無駄が無い。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>書面（電子入札システム）での質問が減少し、作業時間が縮減できた。</b></li> </ul>
技術提案等の 品質向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料作成における考え方が明確になり、<b>提出資料のバラツキが少なくなった。</b></li> <li>○疑問点について直接回答出来るため、<b>思い違いによる積算ミスが減少する。</b></li> </ul>

3. 施工段階から維持管理段階を通じた品質確保・向上に向けた課題について  
(P47~P53)

平成 21 年度は、施工段階と維持・管理段階を通じた調達における課題（「設計・施工・管理の連続性に関する課題」「管理段階に入札参加する業者の減少」「単年度契約による課題」）への改善方策を検討した。

特に設備関係での維持管理において問題意識を持っているため、設備関係を対象に検討を行うこととなった。

その結果、土木構造物や設備の施工と点検を一体とする維持管理付き工事発注方式の枠組みを提示した。



図－6 施工段階と維持管理段階の調達の枠組み



#### 4. 設計・施工一括発注方式における、受発注者間のリスク分担についてのフォローアップ調査

(P65～P77)

平成 21 年度は、「設計・施工一括及び詳細設計付き工事発注方式実施マニュアル」（平成 21 年 3 月策定）を踏まえ実施された設計・施工一括発注方式の工事における受発注者間のリスク分担について、フォローアップを行った。

フォローアップの結果、当該実施マニュアルに対して「リスク分担の共通認識を得られるようにすることが必要」、「高度技術提案型の総合評価の実施方法について、事例を入れる等の充実を図ることが必要」等の意見があることがわかった。

今後、マニュアルの周知に努めるとともに、平成 22 年度以降も引き続きフォローアップ調査し、検討の上、企業の知的財産に配慮しつつ実施事例を盛り込む等、必要に応じマニュアルの充実を図るものとする。

表－3 実施マニュアルに対する主な意見

項目	発注者	受注者
実施手順について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参加企業から技術提案書の作成費・期間がかかりすぎるとの意見が多い。提案は概要とし期間短縮ができないか。</li> <li>●入札手続期間が短く、発注公告や技術対話等の各段階でこれまで以上に、リスクの整理や吟味をする時間はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マニュアルでは、リスク分担は入札公告後に入札説明書、特記仕様書で示されるが、<b>リスク分担の共通認識を得るため資料作成説明会を開催してほしい。</b></li> </ul>
リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予め全てのリスクを拾い切れるのであれば問題ないが、受注者が負担するリスクのみを限定列挙し、それ以外は発注者リスクとする方式では、想定外のリスクについて必要以上に発注者がリスクを負う可能性がある。</li> <li>●マニュアルで示された特記仕様書の記載例のように、受注者リスクのみを文書表現で限定列挙する方法はわかりにくいいため、分担表にした方がよい。</li> <li>●リスク分担の設定にあたっては、公告前に学識者等に確認していただく必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受注後に入札時点の条件が変わった場合、当初想定できなかった場合には協議・変更の対象とすると明記してほしい。</li> <li>●マニュアルのとおり、入札前の現有情報の整理、技術提案作成条件と現有情報の対比、リスクの抽出、リスク分担の作成という手順に則って、リスク分担をしてもらえれば問題ない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マニュアルでは、技術対話後にリスク分担の見直しを可能としているが、この段階でのリスク分担の変更はリスクを考えて競争参加を回避した企業に不公平になる。リスク分担の変更は不可能ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●技術提案には時間が必要であり、対話時点での基本条件確認では間に合わない。</li> <li>●マニュアルでは技術対話だけを前提としているが、対話時に乙側の提案に対する分担チェックリストを甲が提示できないか。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マニュアルでは詳細設計承諾時にリスク分担保を再確認することとなっているが、詳細設計とリスクは密接不可分であり、詳細設計承諾時ではなく、詳細設計のための設計条件確認時において再確認する必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マニュアルでは設計承諾時のリスク分担の再確認において甲乙協議が発生した場合に第三者に意見聴取を行うとしているが、その第三者の定義や招集費用の分担、調停組織の利用の有無を具体的に示してほしい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高度技術提案型の総合評価では、最高技術評価点者の提案で予定価格を作成することを基本としているが、これだと国債枠を超える可能性があり、その場合には入札手続の中止が発生しうる。</li> <li>●<b>高度技術提案型の総合評価の実施方法について、事例を入れる等の充実をはかってほしい。</b></li> </ul>	

## 5. 工事・総合評価落札方式等の改善に関する取り組み方針

(P79～P90)

平成 21 年度は、「入札契約手続きの透明性・客観性の確保」、「審査・評価方法の透明性・客観性の確保」、「事務の簡素化」等を基本的な方針として、総合評価方式の改善に向けた取り組みについて提案した。

- (1) 技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知するとともに、上記通知に対して問い合わせ窓口を各地方整備局に設置することを提案し、今後実施状況のフォローアップを行う。
- (2) 工事難易度の低い工事の入札参加資格要件について、過去の実績の工事量による設定を行わず、(総合評価落札方式の技術評価における)施工能力の評価として行うことを提案し、今後実施状況のフォローアップを行う。
- (3) その他、技術評価点の配点方針、技術提案の評価方法、施工能力の評価方法、地域精通度・地域貢献度の評価方法については、改善に向けた標準案を提案した。今後、各地方整備局の現状等を踏まえ、運用ガイドライン等の作成を行う。

上記の取り組みについては、各地方整備局の事情、現場の状況を踏まえ、実施していくこととなった。

<入札結果の公表例> **公表済み**

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考	評価点の内訳								
					標準点	施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について)	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計	合計
A社	¥340,000,000	155	45.588		100	15	8	2	25	15	15	30	155
B社	¥336,000,000	172	51.190		100	30	10	2	42	15	15	30	172
C社	¥332,000,000	158	47.590		100	15	11	2	28	15	15	30	158
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札	100	30	14	0	44	15	15	30	174
....													

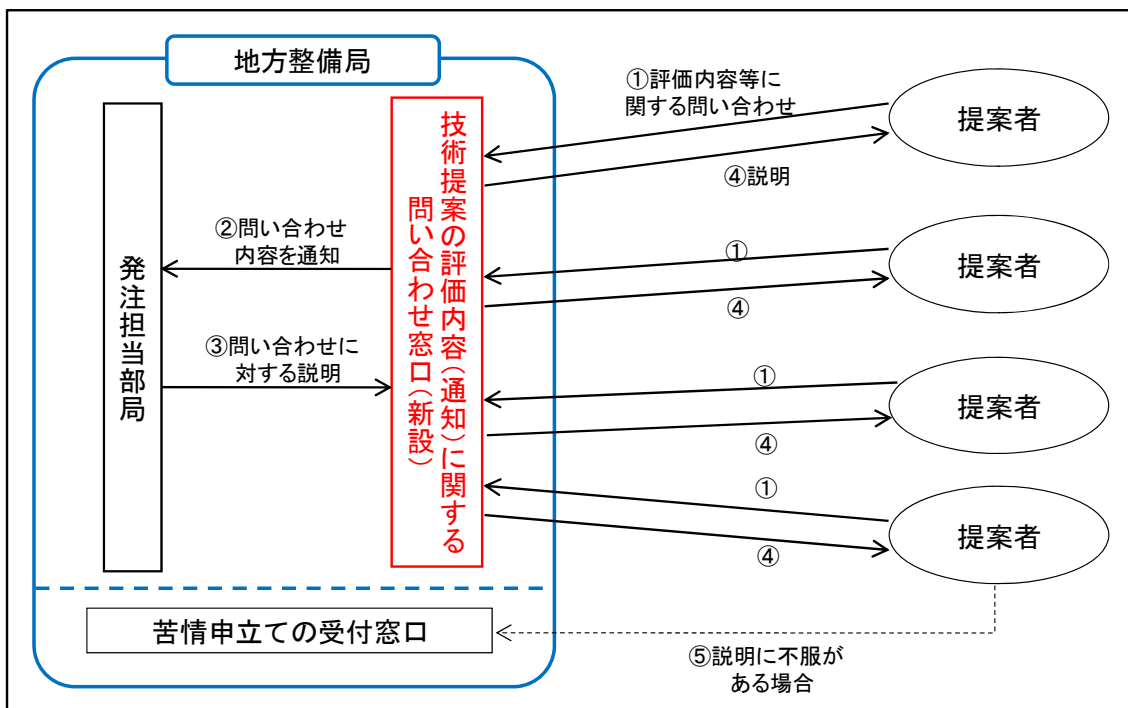
  

【具体的な評価内容の通知例】 **新規**

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	—
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	—
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

【凡例】○:加対象として評価する  
—:加対象として評価しない

図一七 技術提案の評価結果の通知における具体的な評価内容の通知例



図－８ 問い合わせ窓口の設置イメージ

- <入札参加要件の記載項目> (一般的なもの:WTO対象工事を除く)
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)に該当しない者
  - (2) 当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者  
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
  - (3) 地域要件
  - (4) 施工実績
    - 例1) (ア) 道路橋又は鉄道橋であること。  
~~(イ) 最大支間長が25m以上であること。~~
    - 例2) (ア) 2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、~~舗装の表層面積が40,000m<sup>2</sup>以上の工事であること~~
    - 例3) (ア) 河川堤防の築堤工事において~~築堤盛土量が4,000m<sup>3</sup>以上であること。~~
  - (5) 監理技術者を当該工事に専任で配置できること
  - (6) 以下、略 …

図－９ 入札参加資格要件における実績要件の見直しのイメージ

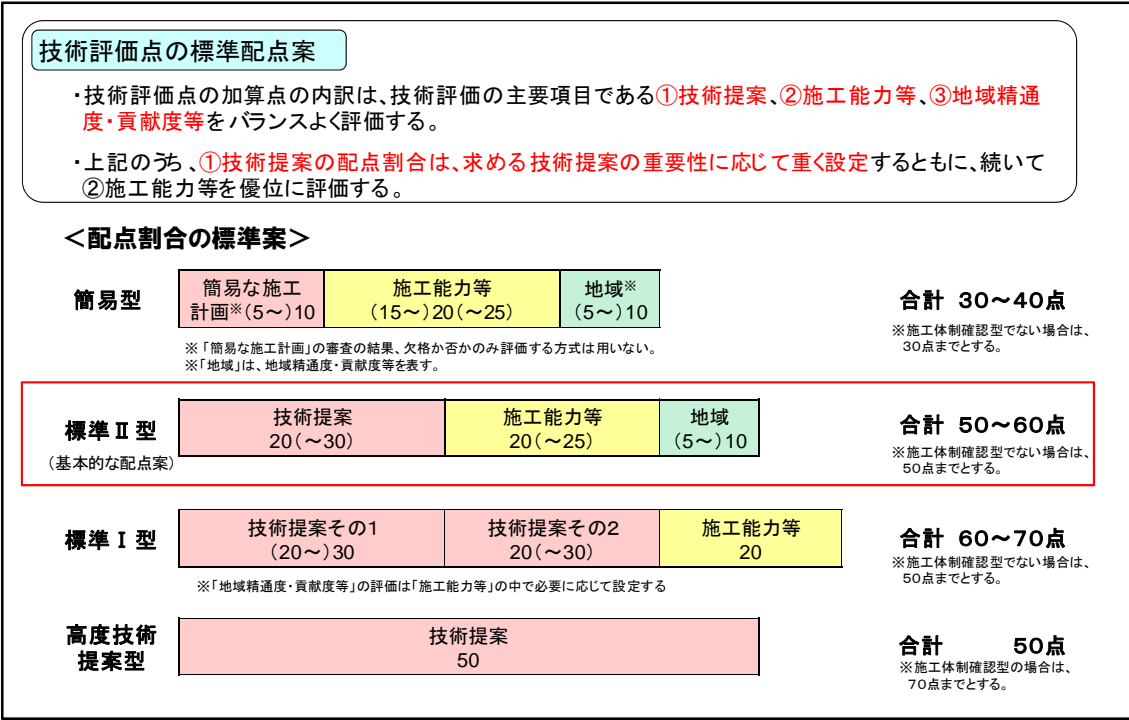


図-10 技術評価点の配点方針（配点割合の標準案）

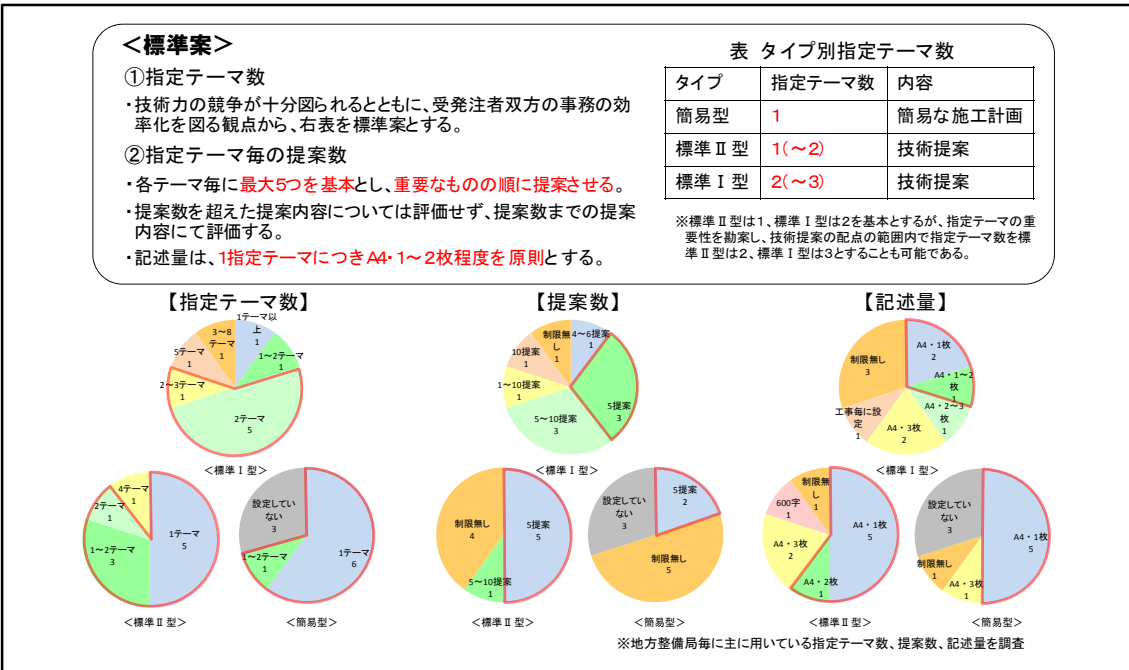


図-11 技術提案の評価方法（標準案）

<標準案>

- ・施工能力の評価項目は、提案企業の工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業における工事実績（規模等による技術力による評価）等の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・技術者（監理予定技術者、担当技術者等）における評価項目を設定する場合には、当該技術者の工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

<施工能力の評価項目の設定状況>

	企業			技術者			その他
	成績	表彰	同種工事の 施工実績	成績	表彰	同種工事の 施工実績	
必須項目	10 (100%)	10 (100%)	3 (30%)	5 (50%)	9 (90%)	4 (40%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者資格</li> <li>・技術者CPD取得</li> <li>・継続教育(CPD)の取組み</li> <li>・ISO取組み</li> <li>・事故及び不誠実な行為</li> <li>・当該工種の手持ち工事量の状況</li> <li>・新技術に対する取組み</li> <li>・競売妨害・建業法違反等による減点</li> <li>・BCP等</li> </ul>
選択項目	0	0	1 (10%)	0	0	3 (30%)	
評価しない	0	0	6 (60%)	5 (50%)	1 (10%)	3 (30%)	

※各地方整備局において主に評価している項目を調査

図－12 施工能力の評価方法（標準案）

<標準案>

- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、災害活動の実態（活動実績及び災害協定締結に関する評価）を必須とし、必要に応じて、近隣地域での施工実績等の工事の品質に関係のある項目について適宜設定する。
- ・当該工事と直接関係はななくとも、社会資本整備に関係のある評価項目の設定も可能とするが、当該設定項目に該当する評価は、工事の品質と直接関係のある項目の方を優位に評価する。

<地域精通度・地域貢献度の評価項目の設定状況>

	地域精通度について		地域貢献度について					その他
	近隣地域での 施工実績	本支店の 所在	災害に関する事項 (災害に関するボランティアを含む)			ボランティアに 関する事項		
			実績	協定	表彰			
必須項目	6 (60%)	5 (50%)	6 (60%)	3 (30%)	4 (40%)	5 (50%)	5 (50%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業退職金共済制度に加入状況</li> <li>・維持工事や除雪工事の施工実績</li> <li>・地域防災への協力体制</li> <li>・障害者・高齢者の雇用状況</li> <li>・地産品の使用状況</li> <li>・障害者・高齢者の雇用状況</li> <li>・水防団員(消防団員)の雇用状況</li> <li>・不発弾処理対策の実績等</li> </ul>
選択項目	2 (20%)	5 (50%)	3 (30%)	3 (30%)	3 (30%)	2 (20%)	2 (20%)	
評価しない	2 (20%)	0	1 (10%)	4 (40%)	3 (30%)	3 (30%)	3 (30%)	

※各地方整備局において主に評価している項目を調査

図－13 地域精通度、地域貢献度の評価方法（標準案）

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況 (平成20年度 年次報告)

P1

## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

### 作成の目的

- 本年次報告は、国土交通省における総合評価方式の現況を取りまとめ、公表することにより、同方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する諸課題への確実な対応に資することを目的として作成するものである。

P2

## 構成

1. 平成20年度 年次報告のポイント
2. 総合評価方式の実施状況
  - 2-1. 普及・拡大の状況
  - 2-2. 落札者の状況
  - 2-3. 技術評価の実施状況
  - 2-4. 簡易型の評価項目
  - 2-5. 高度技術提案型の実施状況
  - 2-6. 施工体制確認型の実施状況
3. 実績重視型の実施状況
  - 3-1. 補正予算による簡易型工事のうち実績重視型の実施状況
  - 3-2. 実績重視型の評価項目、配点・得点
  - 3-3. 落札件数別の業者数内訳
  - 3-4. 実績重視型による期間短縮
  - 3-5. 工事の成績評定と技術評価点の関係

## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

### 1. 平成20年度 年次報告のポイント

#### (1) 総合評価方式の普及・拡大の状況

- ・ 総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にほぼ100%に達し、平成20年度も同様にほぼ100%の状況である。(件数ベース:98.8%、金額ベース:99.7%)。【P10、P11】
- ・ タイプ別の実施件数で見ると、簡易型は平成19年度に約9,600件だったのが、平成20年度に約7,300件となり、標準型は平成19年度に約1,200件だったのが、平成20年度に約3,600件となった。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(Ⅱ型)で実施されることになったためである。【P10】

※「標準型(Ⅱ型)」と「簡易型」の違いについて

- ・ 「標準型(Ⅱ型)」は、技術提案により更なる品質向上を図る場合に適用される。品質向上を図る必要のある事項について特定の課題(1~2課題を基本)を設定し、技術提案を求めること(1課題あたりA4 1枚以内を基本)としている。
- ・ 「簡易型」は、発注者が示す仕様に基づき確実に施工することを求める場合に適用される。簡易な施工計画として、「どういう点に配慮して工事を施工するか」(施工上配慮すべき事項)について求めること(A4 1枚以内を基本)としている。

P5

## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

### 1. 平成20年度 年次報告のポイント

#### (2) 落札者の状況

- ・ 平成18年度と平成20年度を比較すると、簡易型、標準型ともに、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合が増加した。一方で、最低価格者(最高得点者以外)が落札した割合は、減少した。【P12、P14】
- ・ 簡易型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「50点以上」のもの割合が減少し、「30~40点」のもの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(Ⅱ型)で実施されることになったためと考えられる。【P13】
- ・ 標準型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「70点以上」のもの割合が減少し、「30~40点」のもの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(Ⅱ型)で実施されることになったためと考えられる。【P15】

P6



## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

### 1. 平成20年度 年次報告のポイント

#### (3) 技術評価の実施状況

- 簡易型では、地方整備局は「簡易な施工計画」の配点率を1割～5割に設定している。「簡易な施工計画以外」の配点率は、たとえば「企業の施工能力」を高く設定している地方整備局もあれば、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」の配点率を同程度に設定している地方整備局もあり、配点率に相違がみられる。【P16】
- 標準型では、半数以上の地方整備局では「技術提案」の配点率を5割以上としており、8割程度としている地方整備局もあるが、3割を下回る配点率としている地方整備局もあり、相違がみられる。「技術提案以外」の配点率は、たとえば「企業の施工能力」を高く設定している地方整備局や「配置予定技術者の能力」の配点率を同程度に設定している地方整備局もあり、配点率に相違がみられる。【P17】
- コンクリート構造物工事は、平成20年度では、ほとんどの地方整備局で「性能・機能」の配点率が大きくなっている一方、「交通の確保・特別な安全対策」の配点率が大きい地方整備局もある。【P18】
- 土工事は、平成20年度では、半数程度の地方整備局での「性能・機能」の配点率が大きくなっている一方、「環境の維持」や「交通の確保・特別な安全対策」の配点率が大きい地方整備局もある。【P19】

P7

## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

### 1. 平成20年度 年次報告のポイント

#### (4) 簡易型における評価項目

- 簡易型の評価項目のうち、採用率が特に高いのは、「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」であり、次いで「地域貢献の実績」も高い。また、平成20年度において、「手持ち工事量」、「地理的条件」の採用率が増加し、「簡易な施工計画」、「ヒアリング」、「地域貢献の実績」が減少している。【P20】
- 簡易型では、得点率の平均値が高いのは「ヒアリング」、「手持ち工事量」、及び「地理的条件」である。また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「簡易な施工計画」、「地理的条件」である。【P21】

P8

## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

### 1. 平成20年度 年次報告のポイント

#### (5) 高度技術提案型の実施状況

- 平成20年度の高度技術提案型において、高度技術提案型では、落札率75%以下のものが見受けられる。なお、低入札件数と割合の推移をみると、平成20年度は平成19年度に対し、低入札の状況に変化はみられない。【P22】

#### (6) 施工体制確認型の実施状況

- 平成20年度において、簡易型、標準型とも、施工体制確認型は施工体制確認型以外に比べ、落札者の応札率(平均)が高く、応札率75%を下回る応札はほとんど見受けられない。【P23】
- 簡易型、標準型において、落札率別の工事成績評定点(平均)をみると、平成18年度の施工体制確認型実施以前の落札率70%未満の工事に比べ、平成19年度の施工体制確認型の落札率70%~80%の工事成績評定点が2.6点高い。【P24】
- 平成18年度、平成19年度の簡易型の工事成績評定点をみると、施工体制確認型以外では、多くの工種で、落札率70%未満の工事の工事成績評定点が落札率70%以上の工事より低い。【P25】

P9

## 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

### 1. 平成20年度 年次報告のポイント

#### (7) 実績重視型の導入効果

##### ① 実績重視型の実施状況

- 各地方整備局での補正予算により発注した簡易型工事件数のうち実績重視型の実施件数の割合をみると、全てが実績重視型である地方整備局や、約6割が実績重視型である地方整備局がある一方、実績重視型の割合が約2割の地方整備局も見受けられる。【P28】

##### ② 実績重視型の評価項目、配点・得点

- 評価項目別配点の配点割合をみると、配置予定技術者又は企業の施工能力(工事成績評定、表彰、施工実績(同種・類似工事等)など)の配点割合は、平成19年度の簡易型(実績重視型導入以前)では、3割~6割程度であったが、平成20年度に実施した実績重視型では、5割~9割程度となった。【P29】
- 実績重視型(全工種)の落札者の得点内訳をみると、配置予定技術者又は企業の施工能力(工事成績評定、表彰、施工実績(同種・類似工事等)の割合は4割~9割程度である。【P30】

P10

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 1. 平成20年度 年次報告のポイント

### ③実績重視型の落札件数別の業者数内訳

- 落札件数別の業者数を全国ベースで見ると、全工種の場合、実績重視型329件のうち、落札件数1件の業者が約9割(247社)である。これに落札件数2件(30社)を加えると、ほぼ100%である。【P31】

### ④実績重視型による期間短縮

- 平成20年度の実績重視型を導入した工事における公示日から入札日までの平均所要日数は、実績重視型を導入していない工事に比べ、半数の地方整備局で2週間以上短縮し、3週間程度となっている。【P32】

### ⑤工事の成績評定と技術評価点の関係

- 平成20年度の簡易型において、工事成績評定点の平均点を比較すると「実績重視型」、「実績重視型以外」とも75点程度である。分布をみると、「実績重視型」の方がピーク付近での件数割合が高く、「実績重視型以外」の方は範囲が広い。【P33】

P11

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-1. 普及・拡大の状況

総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にほぼ100%に達し、平成20年度も同様にほぼ100%の状況である。(件数ベース:98.8%、金額ベース:99.7%)。

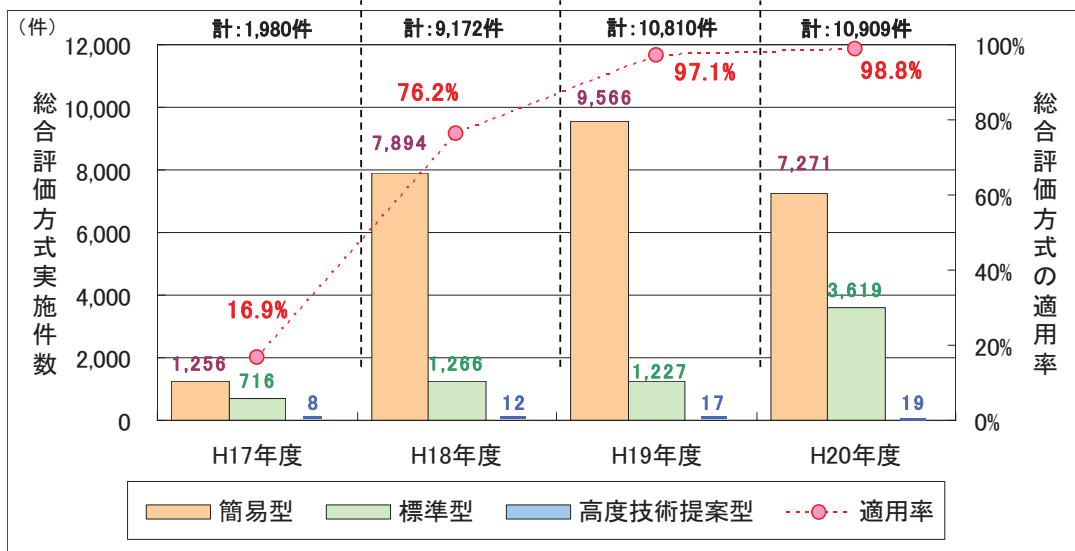


図1 年度別・タイプ別の実施状況(件数)

注1) 8地方整備局における実施件数。

注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合。

P12

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-1. 普及・拡大の状況

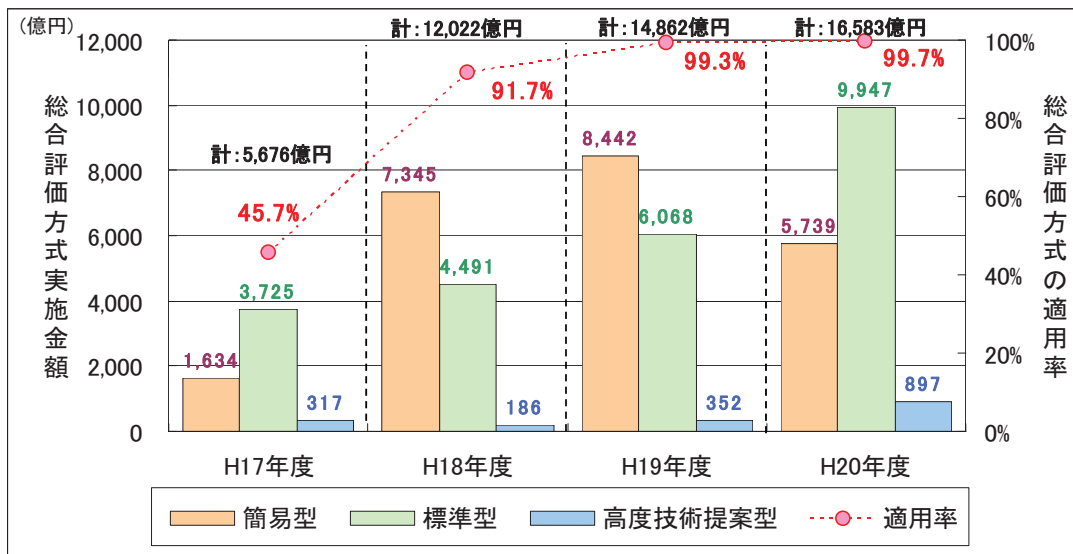


図2 年度別・タイプ別の実施状況(金額)

注1) 8地方整備局における当初実施金額。

注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事金額に対する総合評価方式実施金額の割合。

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-2. 落札者の状況

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成18年度の14.5%に対し、平成20年度は28.2%と13.7ポイント増加した。

一方で、最低価格者(最高得点者以外)が落札した割合は、平成18年度の46.3%に対し、平成20年度は32.6%と13.7ポイント減少した。

#### [簡易型]

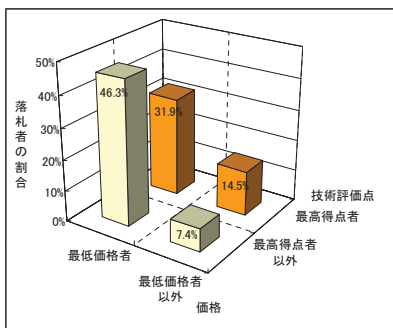


図3 落札者の内訳 (平成18年度)

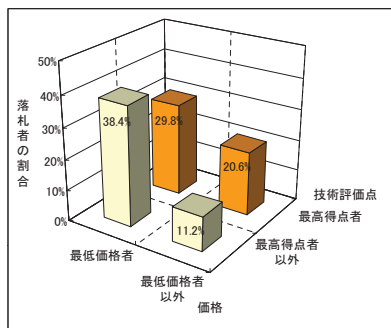


図4 落札者の内訳 (平成19年度)

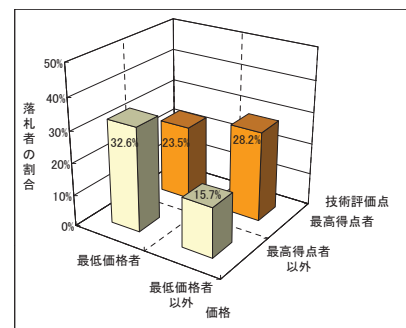


図5 落札者の内訳 (平成20年度)

注1) 8地方整備局を対象。(以降、P11~P23も同様。)

注2) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。(以降、P11~P13も同様。)

注3) 予定価格内1者の工事を除く。(以降、P11~P13も同様。)

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-2. 落札者の状況

簡易型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「50点以上」のもの割合が減少し、「30～40点」のもの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(Ⅱ型)で実施されることになったためと考えられる。

〔簡易型〕

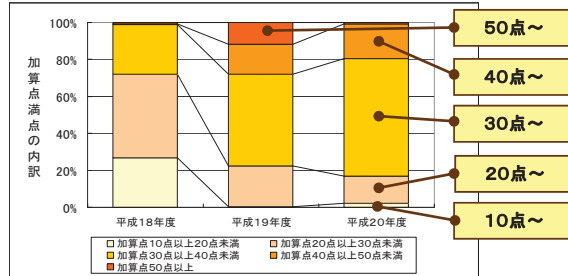


図6 年度別：加算点満点の内訳

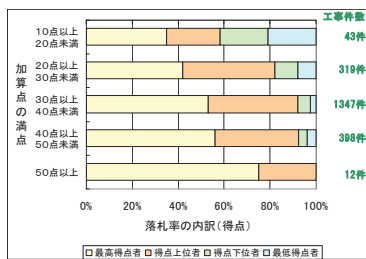


図7 加算点満点別：落札者の内訳(得点) (平成20年度)

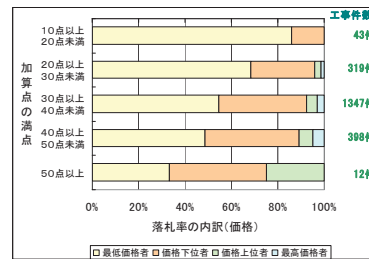


図8 加算点満点別：落札者の内訳(価格) (平成20年度)

P15

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-2. 落札者の状況

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成18年度の20.3%に対し、平成20年度は38.3%と18.0ポイント増加した。

一方で、最低価格者(最高得点者以外)が落札した割合は、平成18年度の42.5%に対し、平成20年度は24.6%と17.9ポイント減少した。

〔標準型〕

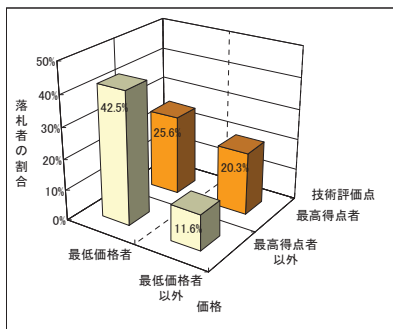


図9 落札者の内訳 (平成18年度)

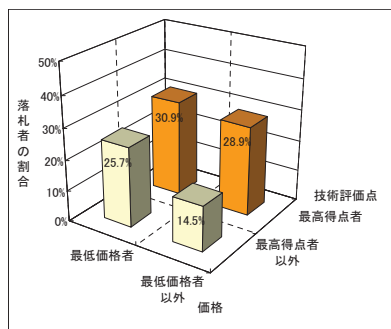


図10 落札者の内訳 (平成19年度)

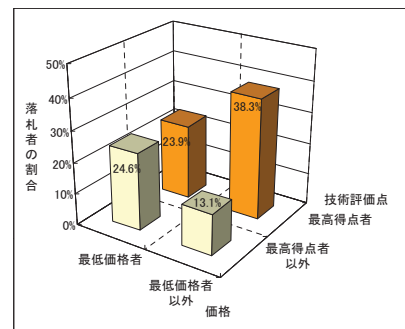


図11 落札者の内訳 (平成20年度)

P16

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-2. 落札者の状況

標準型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「70点以上」のもの割合が減少し、「30～40点」のもの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(Ⅱ型)で実施されることになったためと考えられる。

〔標準型〕

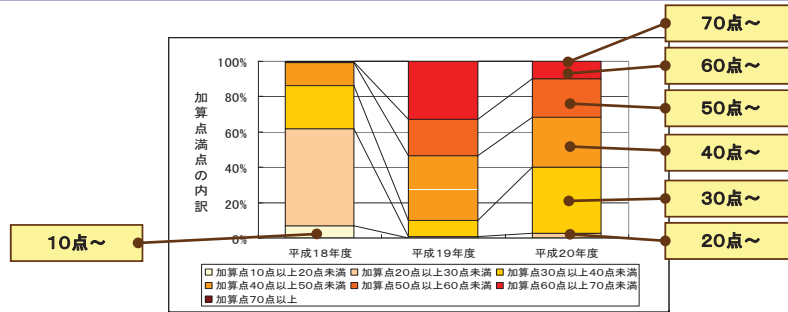


図12 年度別:加算点満点の内訳

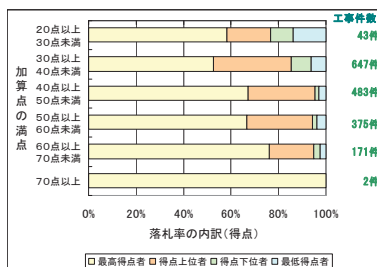


図13 加算点満点別:落札者の内訳(得点)  
(平成20年度)

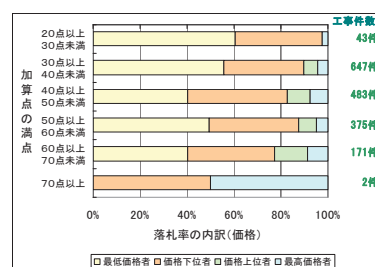


図14 加算点満点別:落札者の内訳(価格)  
(平成20年度)

P17

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-3. 技術評価の実施状況

簡易型では、地方整備局は「簡易な施工計画」の配点率を1割～5割に設定している。

「簡易な施工計画以外」の配点率は、たとえば「企業の施工能力」を高く設定している地方整備局もあれば、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」の配点率を同程度に設定している地方整備局もあり、配点率に相違がみられる。

〔簡易型〕

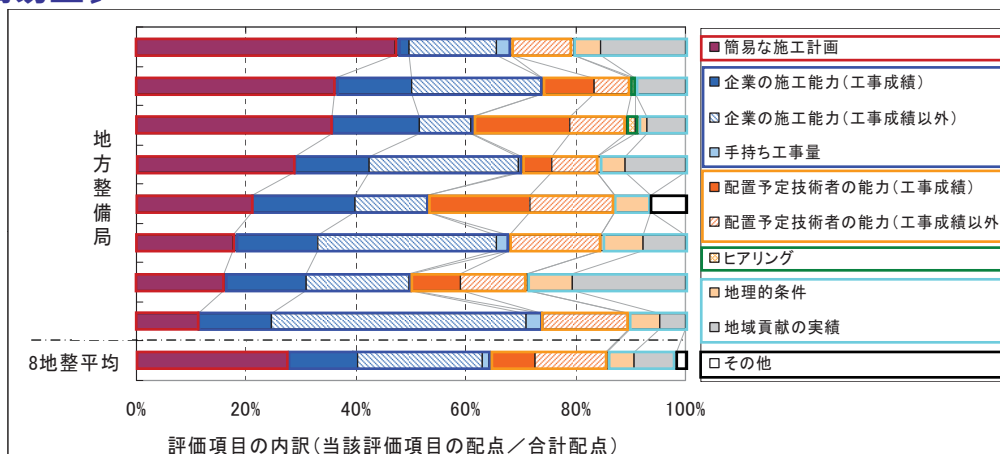


図15 地方整備局別 各評価項目の配点率(簡易型) (平成20年度)

注1)平成20年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2)配点率は、合計に対する当該評価項目の配点の割合

P18

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-3. 技術評価の実施状況

標準型では、半数以上の地方整備局では「技術提案」の配点率を5割以上としており、8割程度としている地方整備局もある。しかしながら、3割を下回る配点率としている地方整備局もあり、相違がみられる。

「技術提案以外」の配点率は、たとえば「企業の施工能力」を高く設定している地方整備局もあれば、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」の配点率を同程度に設定している地方整備局もあり、配点率に相違がみられる。

〔標準型〕

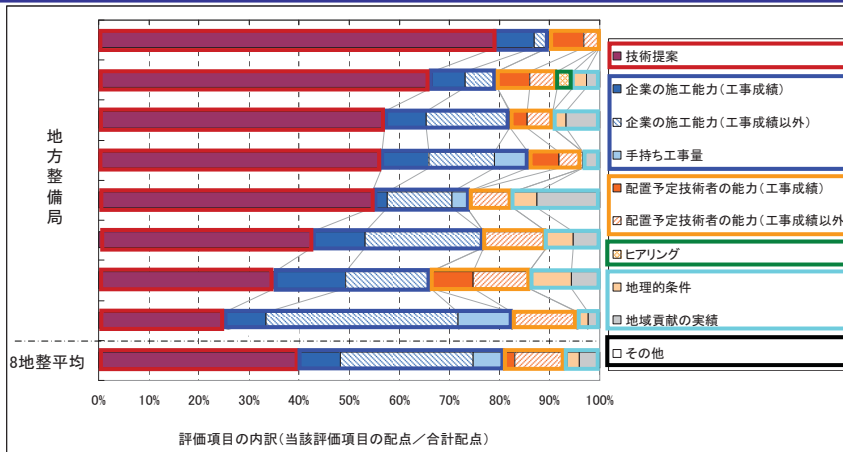


図16 地方整備局別 技術提案以外の評価項目の配点率(標準型) (平成20年度)

注1) 平成20年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2) 配点率は、合計に対する当該評価項目の配点の割合

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-3. 技術評価の実施状況

コンクリート構造物工事は、平成20年度では、ほとんどの地方整備局で「性能・機能」の配点率が大きくなっている一方、「交通の確保・特別な安全対策」の配点率が大きい地方整備局もある。

〔標準型・高度技術提案型〕

コンクリート構造物工事

平成20年度

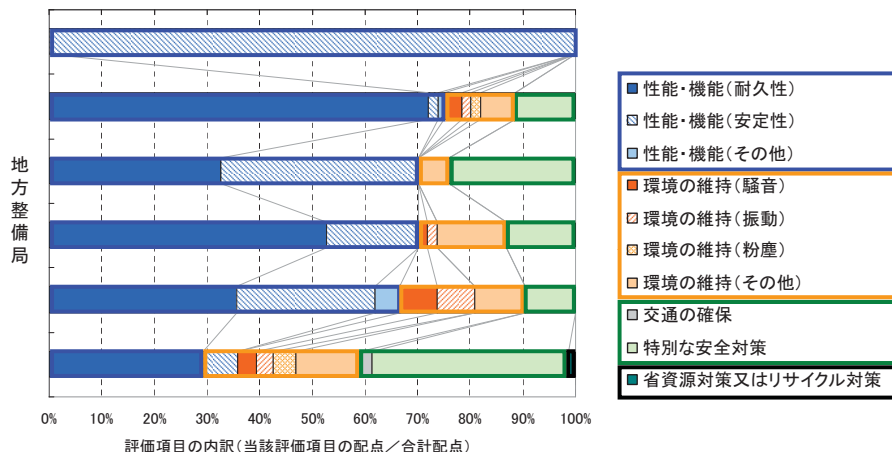


図17 地方整備局別 技術提案課題の配点率(標準型・高度技術提案型)

注1) 平成20年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、CORINSデータとマッチングできた工事を対象。当該工事が無い地方整備局もある。

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-3. 技術評価の実施状況

土工事は、平成20年度では、半数程度の地方整備局での「性能・機能」の配点率が大きくなっている一方、「環境の維持」や「交通の確保・特別な安全対策」の配点率が大きい地方整備局もある。

#### [標準型・高度技術提案型]

##### 土工事

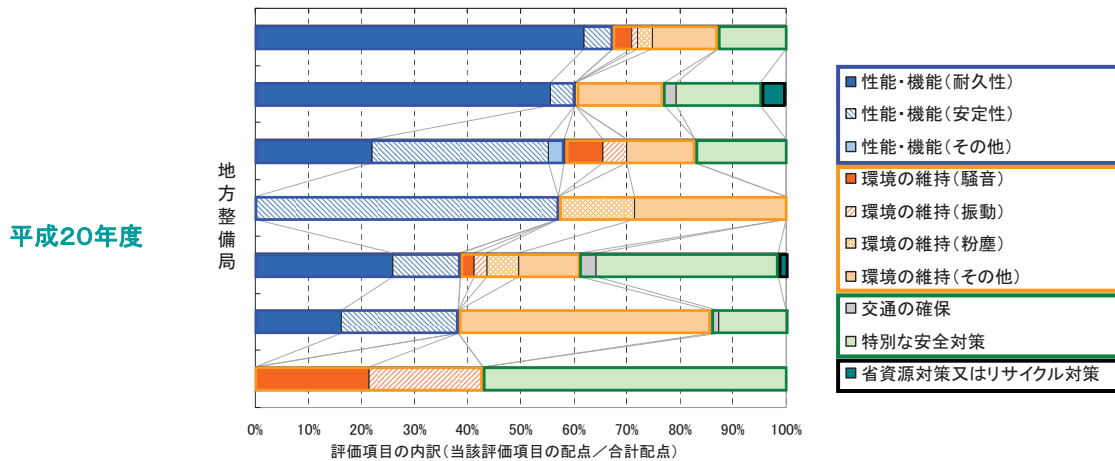


図18 地方整備局別 技術提案課題の配点率(標準型・高度技術提案型)

注1)平成20年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、CORINSデータとマッチングできた工事を対象。当該工事が無い地方整備局もある。

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-4. 簡易型における評価項目

簡易型の評価項目のうち、採用率が特に高いのは、「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」であり、次いで「地域貢献の実績」も高い。

また、平成20年度において、「手持ち工事量」、「地理的条件」の採用率が増加し、「簡易な施工計画」、「ヒアリング」、「地域貢献の実績」が減少している。

#### [簡易型]

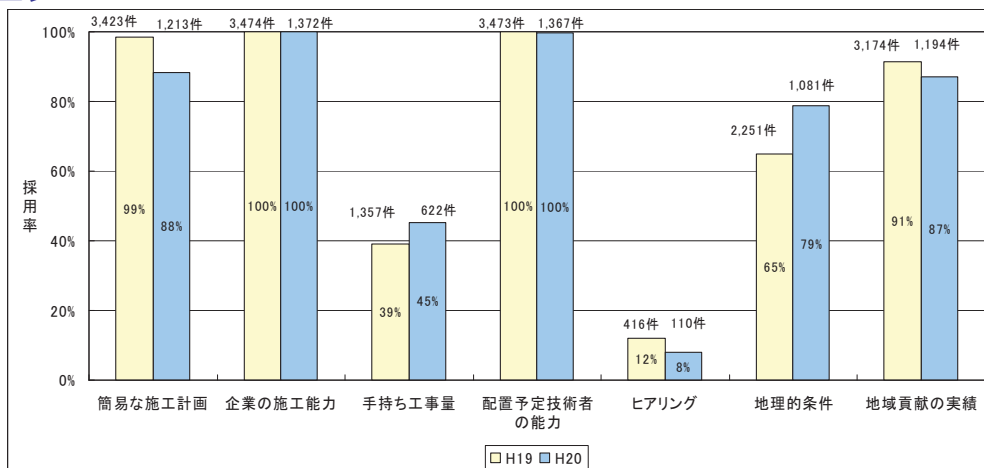


図19 各評価項目の採用率(平成19年度・20年度)

注1)採用率:総合評価方式の全通工工事に対する当該評価項目の採用工事の割合。

注2)配点:各工事の加算点の満点に対する当該評価項目の加算点の配点割合。

注3)平成20年度は第1～3四半期の工事を対象。



# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

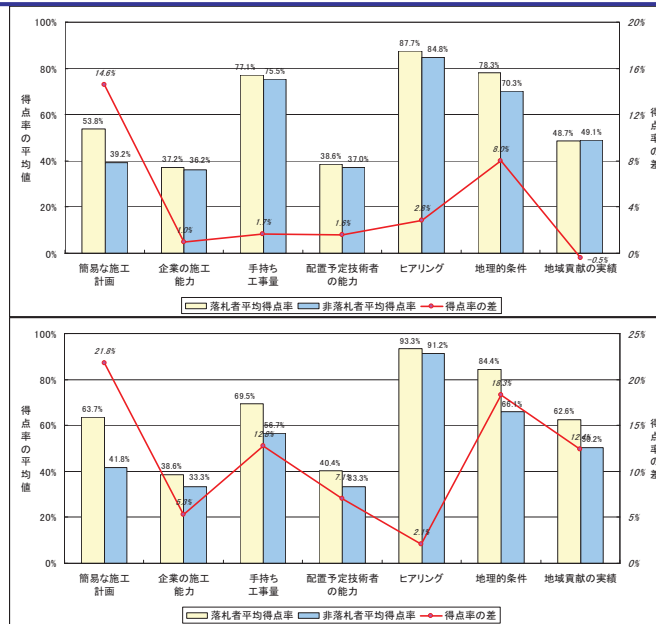
## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-4. 簡易型における評価項目

簡易型では、得点率の平均値が高いのは「ヒアリング」、「手持ち工事量」、及び「地理的条件」である。  
また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「簡易な施工計画」、「地理的条件」である。

#### 〔簡易型〕

平成19年度



平成20年度

図20 各評価項目の落札者と非落札者の得点率と得点率の差

注1) 得点率の差: 落札者と非落札者の平均得点率の差。  
注2) 平成20年度は第1~3四半期の工事を対象。

P23

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-5. 高度技術提案型の実施状況

平成20年度の高度技術提案型において、高度技術提案型では、落札率75%以下のものが見受けられる。

なお、低入札件数と割合の推移をみると、平成20年度は平成19年度に対し、低入札の状況に変化はみられない。

#### 〔高度技術提案型〕

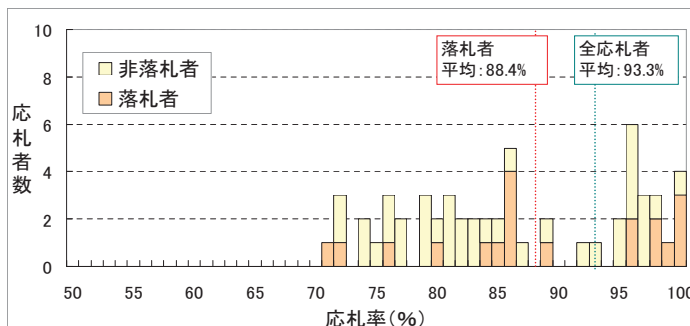


図21 応札率の分布 高度技術提案型  
(平成20年度)

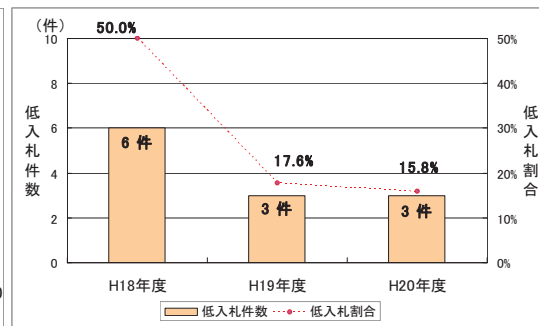


図22 低入札件数と低入札割合(件数)の推移  
高度技術提案型 (平成18~20年度)

注1) 全工種を対象。(以降、P15~P16も同様)

P24

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-6. 施工体制確認型の実施状況

平成20年度の簡易型において、施工体制確認型は施工体制確認型以外に比べ、落札者の応札率(平均)が3.8ポイント高く、応札率75%を下回る応札はほとんど見受けられない。  
また、標準型においては、施工体制確認型は施工体制確認型以外に比べ、落札者の応札率(平均)が2.9ポイント高く、応札率75%を下回る応札はほとんど見受けられない。

#### [簡易型]

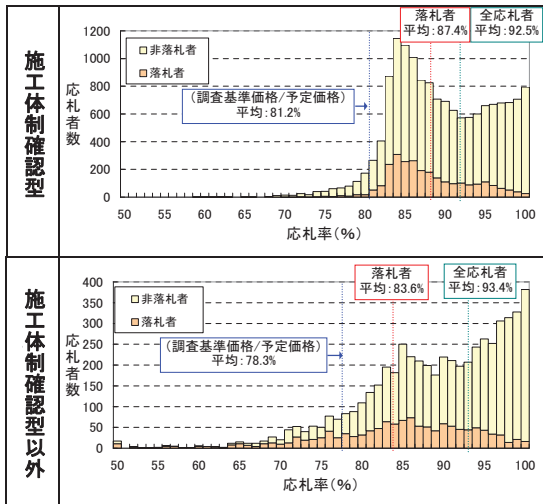


図23 応札率の分布 簡易型 (平成20年度)

#### [標準型]

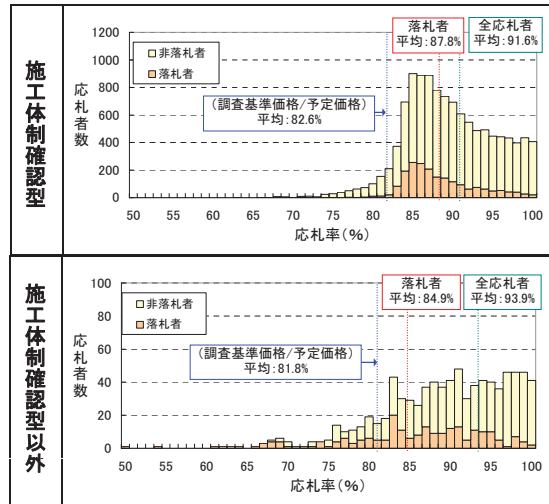


図24 応札率の分布 標準型 (平成20年度)

P25

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-6. 施工体制確認型の実施状況

簡易型、標準型において、落札率別の工事成績評定点(平均)をみると、平成18年度の施工体制確認型実施以前の落札率70%未満の工事に比べ、平成19年度の施工体制確認型の落札率70%~80%の工事成績評定点が2.6点高い。

#### [簡易型]

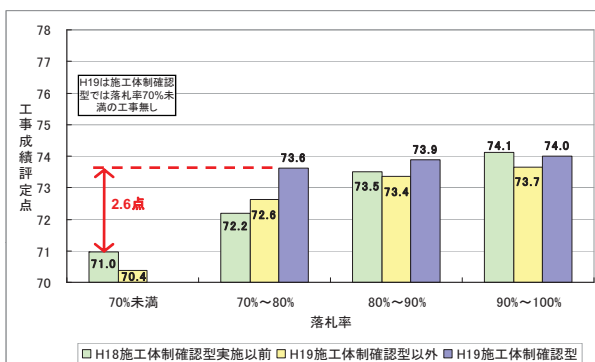


図25 落札率別の工事成績評定点 簡易型 (平成18年度, 平成19年度)

#### [標準型]

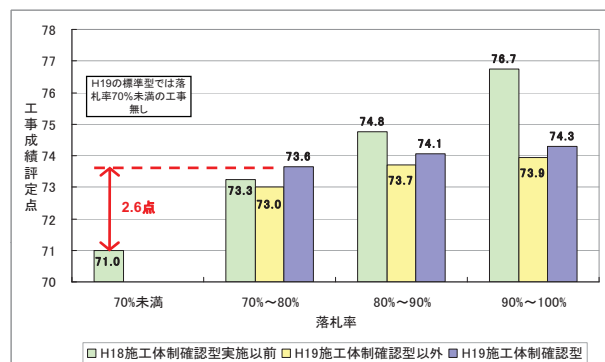


図26 落札率別の工事成績評定点 標準型 (平成18年度, 平成19年度)

注1) 平成18年度は上半期データを使用(以降、P17も同様)

P26

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 2. 総合評価方式の実施状況

### 2-6. 施工体制確認型の実施状況

平成18年度、平成19年度の簡易型の工事成績評定点をみると、施工体制確認型以外では、多くの工種で、落札率70%未満の工事の工事成績評定点が落札率70%以上の工事より低い。

#### [簡易型]

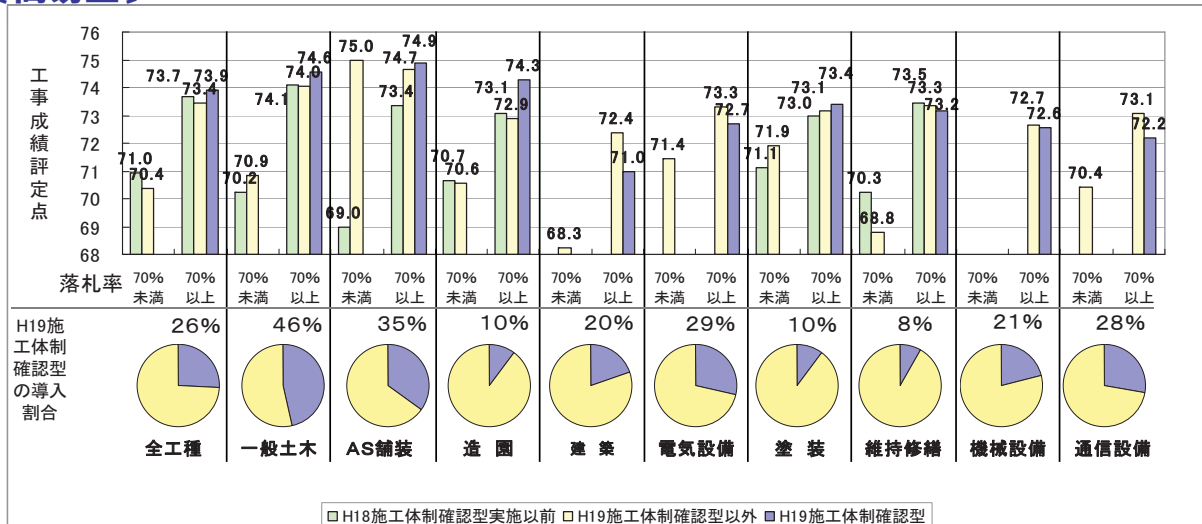


図27 落札率別の工事成績評定点 簡易型 工種別 (平成18年度, 平成19年度)

注1) 工種別は、平成19年度の実施件数が100件以上の工種を対象。なお、標準型については、100件以上の実績がある工種がなく、かつ落札率70%未満の工事もないため、ここでは簡易型のみを対象とした。

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 3. 実績重視型の実施状況

### 3-1. 補正予算による簡易型工事のうち実績重視型の実施状況

各地方整備局での補正予算により発注した簡易型工事件数のうち実績重視型の実施件数の割合をみると、全てが実績重視型である地方整備局や、約6割が実績重視型である地方整備局がある一方、実績重視型の割合が約2割の地方整備局も見受けられる。

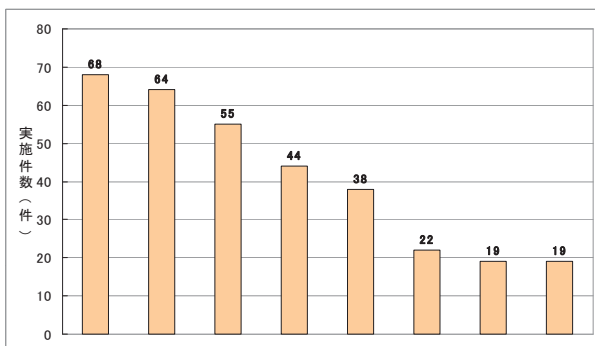


図28 補正予算による簡易型工事件数のうち実績重視型の実施件数 地方整備局別 (平成20年度)

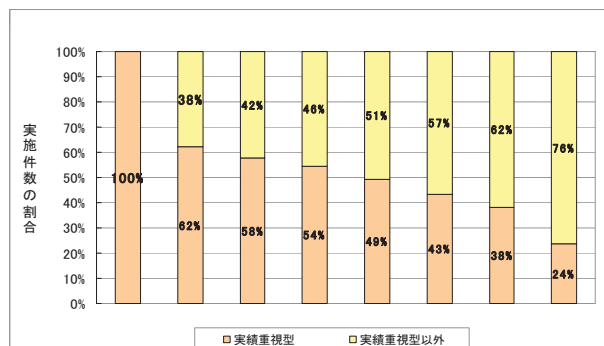


図29 補正予算による簡易型工事件数に占める実績重視型の実施件数の割合 地方整備局別 (平成20年度)

注1) 全工種を対象。(以降、P20~24も同様)

注2) 補正予算による簡易型工事のうち実績重視型を対象。(以降、P20~22も同様)

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 3. 実績重視型の実施状況

### 3-2. 実績重視型の評価項目、配点・得点

評価項目別配点の配点割合をみると、配置予定技術者又は企業の施工能力(工事成績評価、表彰、施工実績(同種・類似工事等)など)の配点割合は、平成19年度の簡易型(実績重視型導入以前)では、3割～6割程度であったが、平成20年度に実施した実績重視型では、5割～9割程度となった。

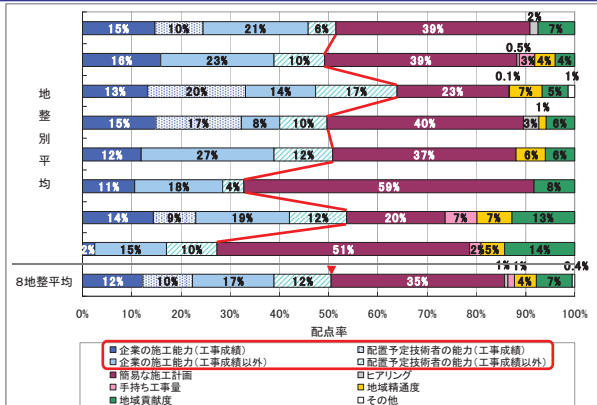


図30 配点の内訳 簡易型(実績重視型導入以前)  
地方整備局別 (平成19年度)

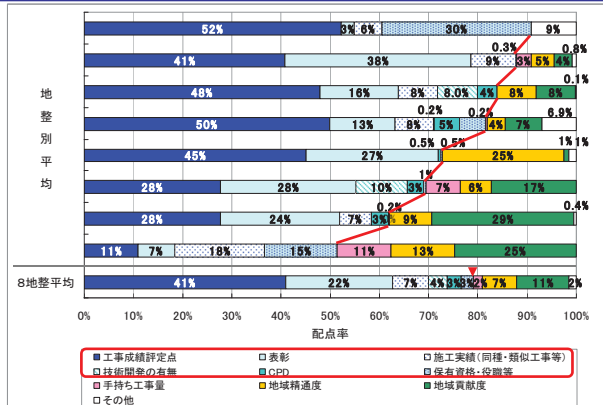


図31 配点の内訳 簡易型(実績重視型)  
地方整備局別 (平成20年度)

注1) 配点の内訳: 当該評価項目の配点/実績重視型評価項目の配点合計。  
注2) 平成19年度は主要4工種、平成20年度は全工種を対象。

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 3. 実績重視型の実施状況

### 3-2. 実績重視型の評価項目、配点・得点

実績重視型(全工種)の落札者の得点内訳をみると、配置予定技術者又は企業の施工能力(工事成績評価、表彰、施工実績(同種・類似工事等)の割合は4割～9割程度である。また、落札者の得点率は、2割～7割程度である。

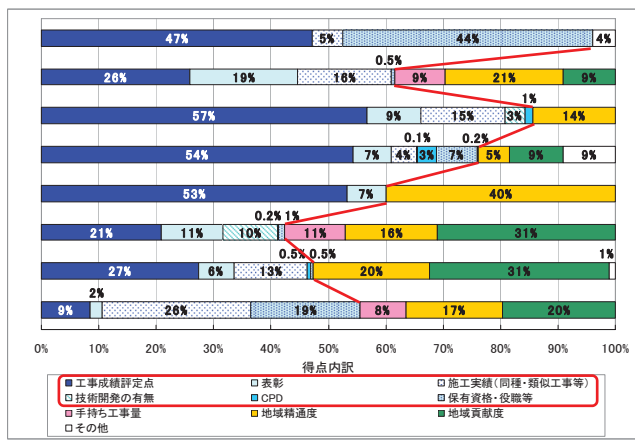


図32 落札者の得点内訳 地方整備局別 (平成20年度)  
配置予定技術者又は企業の施工能力

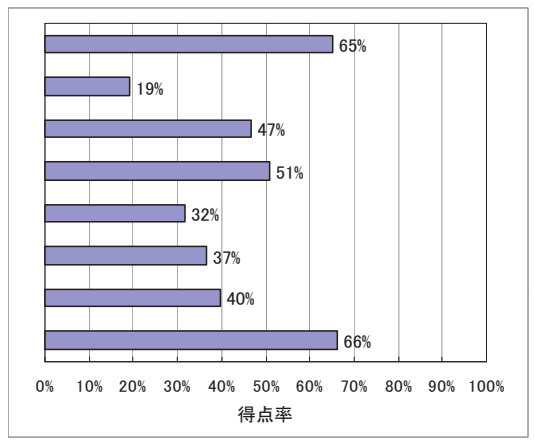


図33 落札者の得点率 地方整備局別 (平成20年度)

注1) 得点内訳: 落札者の当該評価項目の得点/実績重視型評価項目の得点合計。  
注2) 得点率: 落札者の評価項目の得点合計/実績重視型評価項目の配点合計。

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

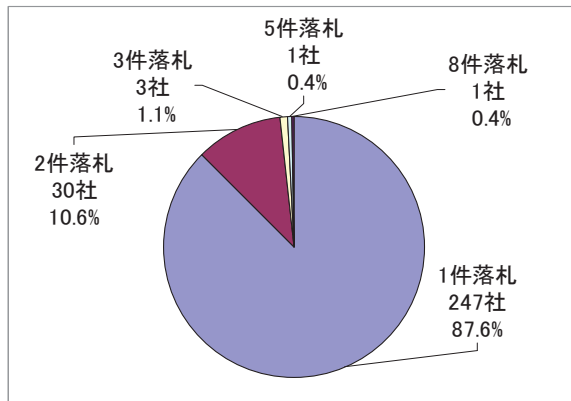
## 3. 実績重視型の実施状況

### 3-3. 落札件数別の業者数内訳

落札件数別の業者数を全国ベースで見ると、全工種の場合、実績重視型329件のうち、落札件数1件の業者が約9割(247社)である。

これに落札件数2件(30社)を加えると、ほぼ100%である。

#### 〔全工種〕



#### 〔一般土木〕

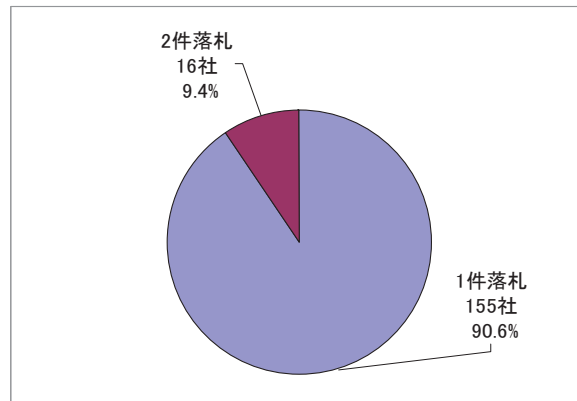


図34 落札件数別の業者数 (平成20年度)

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 3. 実績重視型の実施状況

### 3-4. 実績重視型による期間短縮

平成20年度の実績重視型を導入した工事における公示日から入札日までの平均所要日数は、実績重視型を導入していない工事に比べ、半数の地方整備局で2週間以上短縮し、3週間程度となっている。

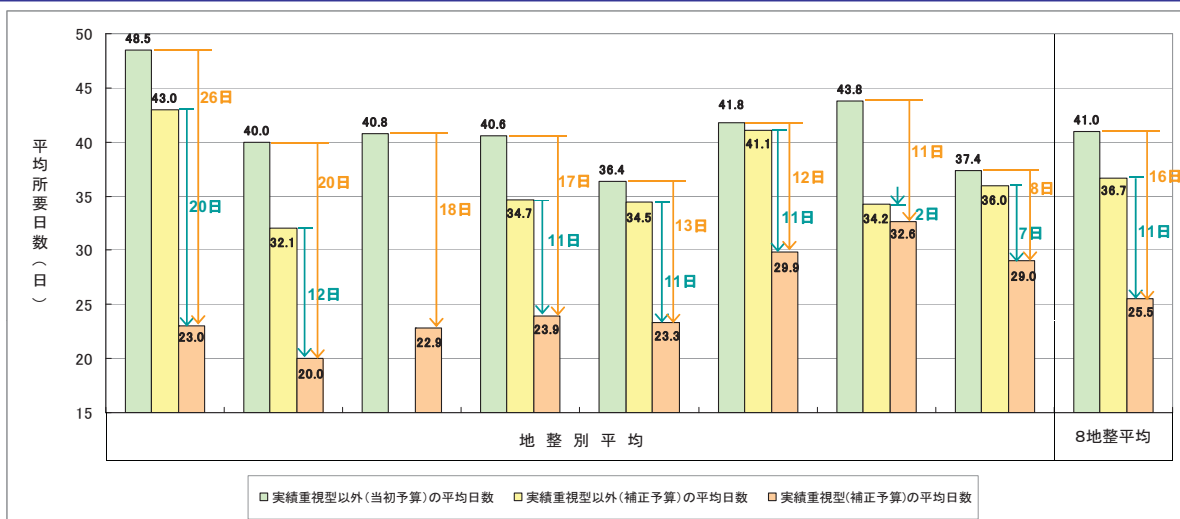


図35 公示日～入札日までの平均所要日数 (平成20年度)

注1) 平均所要日数: 各地整における公示日～入札日の間の日数の平均値。

# 1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成20年度年次報告)

## 3. 実績重視型の実施状況

### 3-5. 工事の成績評定と技術評価点の関係

平成20年度の簡易型において、工事成績評定点の平均点を比較すると「実績重視型」、「実績重視型以外」とも75点程度である。分布をみると、「実績重視型」の方がピーク付近での件数割合が高く、「実績重視型以外」の方は範囲が広い。

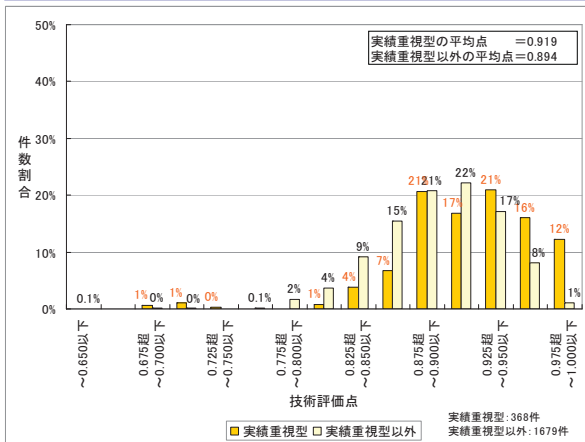


図36 技術評価点の分布  
(平成20年度)

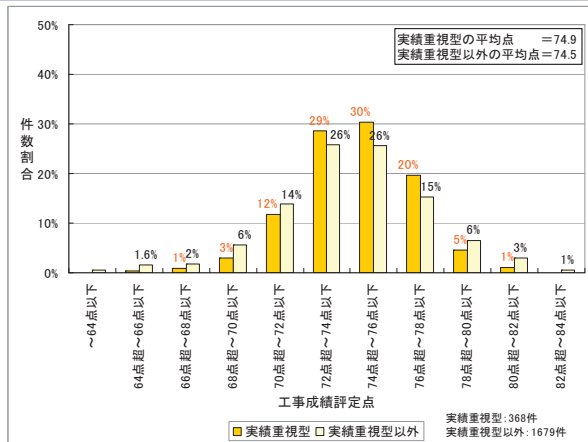


図37 工事成績評定点の分布  
(平成20年度)

注1)実績重視型総合評価方式を実施した工事のうち、工事成績評定点が確定しているもののみを使用した速報値である。

注2)ここでいう技術評価点は、『技術評価点/(標準点+加算点満点+施工体制点)』である。

## 2. 総合評価方式の活用・改善等による 品質確保に関する検討について (実施計画(案))

### (1) 平成21年度の実施計画(案)

#### (1) 総合評価方式の改善等

##### ○総合評価方式のフォローアップ(年次報告書の作成)

国土交通省における総合評価方式の現況をとりまとめ、公表する。【資料1-3】

##### ○総合評価方式の改善策の評価

平成20年度にとりまとめられた下記の改善策の実施結果について分析・評価する。

##### ・総合評価方式の手続きの簡素化(実績重視型総合評価方式)

◇平成20年度2次補正予算成立後、実施した314件について、これに関わった業務量を把握するとともに、新規参入業者への配慮や受注者の偏りについて分析し、フォローアップする。【資料1-3】

◇平成21年度も、上記の観点から引き続きフォローアップを行う。

##### ・工事関連データの提供や、情報交換の場の設置【参考1】

◇工事関連データの提供については技術資料作成の負担の大きい工事(WTO対象工事や高度技術提案型など)について、約30件程度で試行する。

◇現場説明会の開催を、WTO対象工事など約15件程度で試行する。

##### ・技術提案の評価(採否)の通知【参考1】

◇全ての整備局において、標準型の技術提案については、その採否の通知を実施済み。

◇九州地方整備局においては、加点点評価の有無の通知を実施済み。

(その他の地方整備局は準備が出来次第実施予定)

◇平成21年度は上記の通知方法について、フォローアップを行う。

○総合評価方式における残された課題の試行結果の評価  
**二段階選抜方式及び事後審査型入札方式について**試行し、その結果について評価する。

◇両方式については、それぞれ**10件程度**試行する。【参考2】

## (2)多様な発注方式

○**設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式**

平成20年度にとりまとめた「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式 実施マニュアル」(平成21年3月 国土交通省)(以下、「マニュアル」という)を踏まえ、**両方式の活用を図るとともに、受発注者間の リスク分担に関するフォローアップ**を実施する。

◇設計・施工一括発注方式については、高度技術提案型(Ⅱ型)<sup>※1</sup>を適用する工事において試行する。

◇詳細設計付工事発注については、高度技術提案型(Ⅲ型)<sup>※2</sup>または標準型で実施する工事のうち、下記に該当する工事について試行する。

- ①現地の地形や地質等の自然条件が特殊であり、仮設工法や掘削工法等の施工者のノウハウを活用する必要がある大規模な橋梁工事やトンネル工事(共同溝工事)
- ②いくつもの工事が輻輳する等、現地の工事間の調整について、施工者のノウハウを活用する必要があるダム工事
- ③機械や電気設備等、工場製作が大宗を占める工事 等 [マニュアル「2. 1適用工事」より]

※1 高度技術提案型(Ⅱ型)は、施工方法に加えて、工事目的物自体について提案を求める方式。

※2 高度技術提案型(Ⅲ型)は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求める方式。

P37

○**OCM方式の活用について**

平成20年度にとりまとめた「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集」を踏まえ、発注者支援型CM方式の普及を図るとともに、**新たなCM方式(工事の審査・評価への拡大)の導入**を図る。【参考3】

○**新たな入札契約制度の導入について**

海外における土木分野の調達方法や、国内における土木分野以外の調達方法について調査・整理するとともに、**新たな入札契約制度の導入**について検討する。【資料1-5】

## (3)VFMに関する研究

○「技術の価値」を明確化するため、技術評価点と予定価格との関係等についてデータ分析や、ヒアリング調査等を行い、技術への対価の考え方について研究する。

○また、上記研究成果を踏まえ、適正な評価項目や評価基準の設定について検討を進める。

P38



## 1-1 工事関連データの提供

○WTO対象工事や高度技術提案型など、技術資料作成の負担の大きい工事において試行を実施(約30件程度)。

○データの提供によって、受注者側の技術提案作成の情報収集にかかる負担が減少している。

○発注者側のデータ準備等の負担増が課題であるが、一部には、情報開示請求等があった場合に比較すれば負担が減少しているという意見もある。

### 試行工事の具体例(CDによるデータの貸与)

◆工事概要				◆データの提供に関する意見・感想			
工事名	平成21年度伊豆縦貫大場南道路建設工事			発注者側 ・マスキング等の事前準備に労力を要する。 ・一方、競争参加者が工事関係資料を入手するためには、各企業は発注予定情報から予定工事を把握し、それに続き関連業務成果の開示請求をして入手していた。そのため、事務手続きが煩雑となっていたのが現状であり、開示請求対応があったことを考えると、事務量が軽減された面もある。			
公告日	H21.7.21	開札日	H21.9.4			契約日	H21.10.6
主要工種及び数量	盛土工 4,000m <sup>3</sup> 、地盤改良工(深層混合 16,000m <sup>3</sup> 、浅層混合 15,000m <sup>3</sup> )						
工事規模	一般土木 A+B	総合評価の種別	標準				
◆工事関連データの提供方法				受注者側 ・資料の貸与により、閲覧の場合と比較して、資料把握の効率が良くなった(閲覧の場合、資料の量・内容により複数名で閲覧する必要がある、カメラ等の精度により資料の有効性が左右される、時間・資料量により見落とし、省略が出るなどの問題がある)。			
提供データ	地質調査業務成果品						
提供方法	CDによるデータの貸与						
提供者数	8社 (競争参加者数:9社)						

P39

## 1-2 情報交換の場の設置

○WTO対象工事や本官発注工事、不調・不落が想定されるような工事等において、現場説明会(個別面談・時間をずらした集団面接)の開催の試行を実施。(約15件程度)

○大規模工事において、技術提案をするにあたって不明確な点が理解できた等の意見があった。また、不調・不落が想定されるような工事において、工事の内容が把握できたことで競争参加者の確保につながったと考えられる事例が見られた。

### 試行工事の具体例(WTO対象工事)

◆工事概要				◆説明会に関する意見・感想			
工事名	京都第二外環状道路西山トンネル奥海印寺工区工事			発注者側 ・説明会を開催することで、各社からの質問に対し同時に回答を聞くこととなり、お互い共通の認識を持つことは重要である。 ・受付時に、各社にアルファベットを付与し、質問をおこなう時は、各社には会社名を言わずに、与えたアルファベットを言うように対応した。このように、社名が判明しないような配慮が必要である。			
公告日	H21.9.30	開札日	H22.1.27			契約日	未
主要工種及び数量	道路トンネル(NATM)(上り)L=1,660m、(下り)1,672m 坑門工 1式、盛土 236,800m <sup>3</sup> 、切土 8,200m <sup>3</sup> コンクリート 40,975m <sup>3</sup> 、鉄筋 702t、鋼材 1,423t						
工事規模	WTO対象	総合評価の種別	高度技術				
◆説明会の実施方法				受注者側 ・技術提案を記載するにあたって、不明確な点について直接質問することが出来、概ね理解した。 ・今後もぜひ、このような説明会を開催して欲しい。 ・説明会が1時間限定であり、質問する時間が短かった。			
実施方法	集団面接						
説明状況	参加者18社に対して、1時間の集団面接						

P40

## 1-2 情報交換の場の設置

### 試行工事の具体例(不調・不落が想定される工事)

◆工事概要					◆説明会に関する意見・感想			
工事名	平成21年度 22号伝法寺歩道橋上部工事				<b>発注者側</b> ・本工事は過去6回の公告で参加者がゼロであったため、現場説明会開催を試みた。 ・現場説明会の開催は、一般競争移行後、全国初の試みとなるため、周知徹底を図る必要性から、公告後、ファックスにて全ての有資格業者に開催案内を送付した。 ・一同を集めた現場説明会は、談合の要因となったとの批判があることに鑑み、説明会は個別に行うこととした。 ・参加業者が12社となったため、時間調整が大変であり、また、企業が顔を合わせないよう説明前後に時間を取ったため、説明会に丸2日を要した。 ・この様に大変な手続きであったが、結果として本工事が無事落札される運びとなった。			
公告日	H21.5.7	開札日	H21.6.16	契約日			H21.6.22	
主要工種及び数量	伝法寺歩道橋(鋼床板箱桁橋)L=70.4m 鋼材 約100t、高力ボルト 約1,300組、アンカーボルト 8組、普通ボルト 約200組							
工事規模	鋼橋上部工A	総合評価の種別	簡易型		<b>受注者側</b> ・説明会は、個別の直接面談で、工事の背景や入札説明書・設計図書及び追加特記仕様書の注意点等の説明を頂いた。 過去の現場説明会とは違い、個別のため、確認事項も聞きやすく参考となった。 また、工事発注に関する熱意を感じ、受注意欲が湧きました。個別面談で直接、話が出来るという事は文書での回答より、その工事に対する発注主の思い、ニュアンスが読み取れる事が良いと思われる。			
◆説明会の実施方法								
実施方法	個別面接							
説明状況	参加希望12社を2日間に分けて個別説明							

P41

## 1-3 技術提案の評価(採否)の通知

○全整備局において、標準型の技術提案については、その採否の通知を実施済み。  
 ○通知項目は、「不採用(実施してはならない)」となった事項。  
 ○準備の整った地整等では、加点点評価の有無の通知も試行。  
 (九州地方整備局で実施済。下半期より、中国、四国地方整備局で試行実施予定。)

### 採否通知の具体例(加点点評価の通知)

理由または条件	有
	<p>ただし、平成21年4月1日までに、九州地方整備局における平成21・22年度の維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を受けていること。</p> <p>【お知らせ】                      第1回の入札に際し、入札書とともに提案書入札書、工事費内訳書の提出を求める工事です。                      提出方法等について、「入札金額・工事費内訳書及び提案書入札書に関する注意事項」(92-uchiwake.xls)を必ずお読み下さい。</p> <p>技術提案に基づく入札の可否：可                      可否の詳細については下記を参照すること</p> <p>記</p> <p>株式会社</p> <p>○：可(評価する、実施義務あり)                      -：否(評価しない、実施可能)                      ×：否(評価しない、不採用であり実施不可)</p> <p>総合評価項目</p> <p>× について</p> <p>○ について</p> <p>- について</p> <p>- について</p> <p>○ について</p>
競争参加資格の有無	

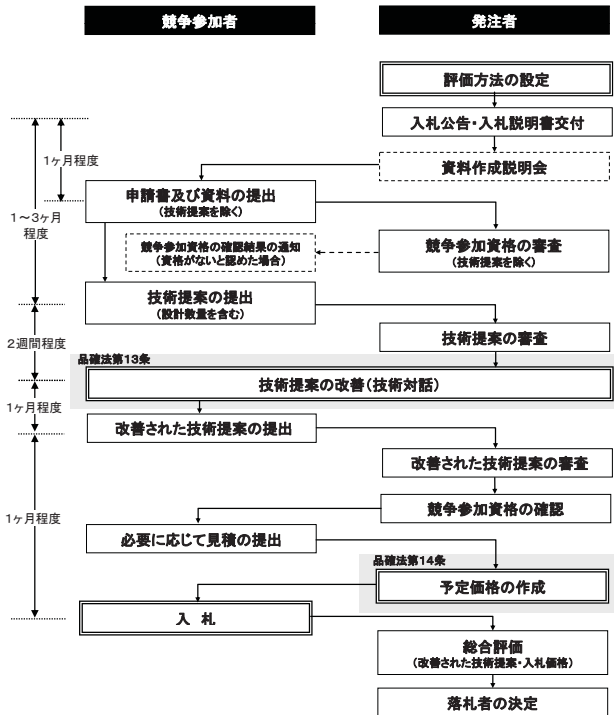
### 採否通知の具体例(採否のみの通知)

理由または条件	有
	<p>技術提案に基づく入札の可否</p> <p>1. 技術提案</p> <p>(1) 可/技術提案に基づく入札をされたい。</p> <p>(2) 一部否：技術提案に基づく入札をされたい。ただし、 について は、 ため、技術提案として認めないこととしたものです。</p> <p>2. 技術提案に係る具体的な施工計画</p> <p>(1) 可/技術提案に基づく入札をされたい。</p> <p>(2) 一部否：技術提案に基づく入札をされたい。ただし、 について は、 ため、技術提案として認めないこととしたものです。</p>
競争参加資格の有無	

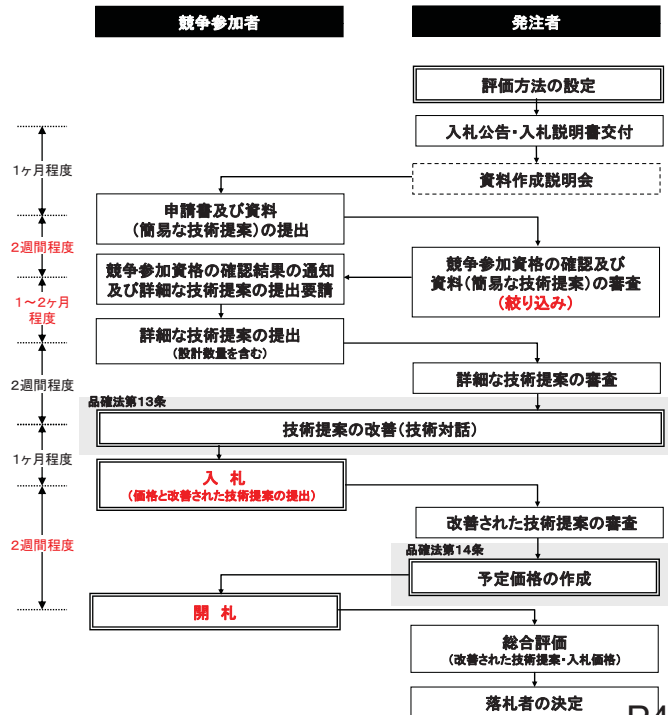
P42

## 2-1 二段階選抜方式について

現行の高度技術提案型のフロー

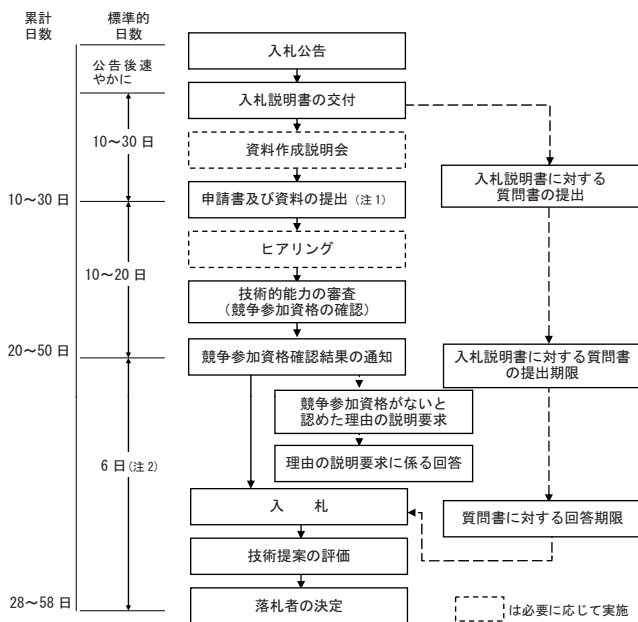


二段階選抜方式を採用した高度技術提案型のフロー



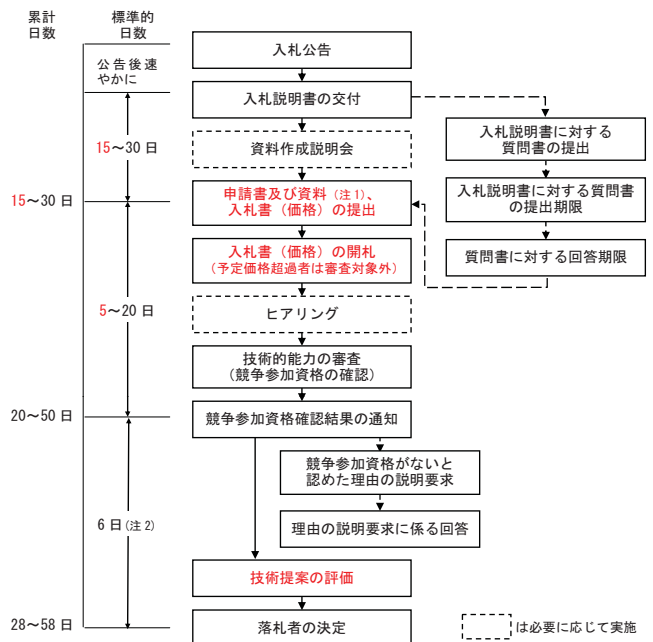
## 2-2 事後審査方入札方式について

現行の簡易型のフロー



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。  
 (注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

事後審査型入札方式を採用した簡易型のフロー

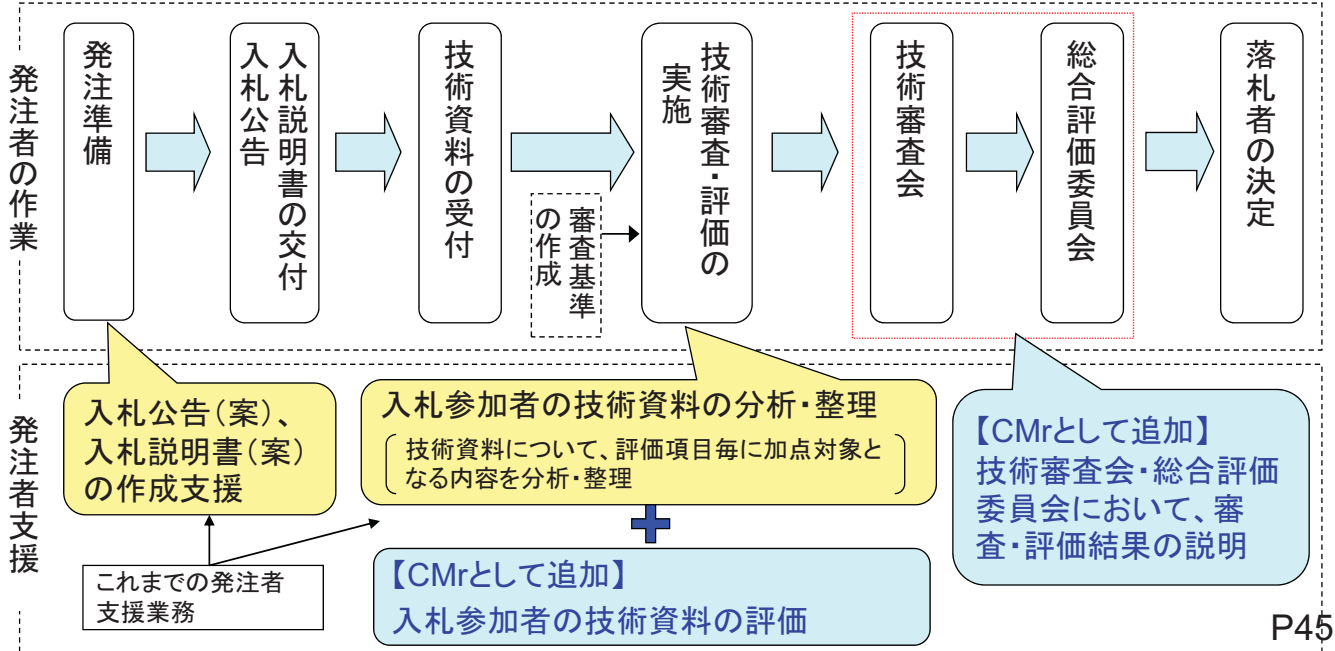


(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。  
 (注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

### 参考3. 発注体制強化のためのCM方式の導入・活用

○これまでの発注者支援業務(入札公告等の作成支援、技術資料の整理・分析等)に加え、CMrとして、技術資料の評価や技術審査会等において審査・評価結果の説明を実施する方式を導入。

○下半期における実績重視型総合評価方式の審査・評価において試行を実施。

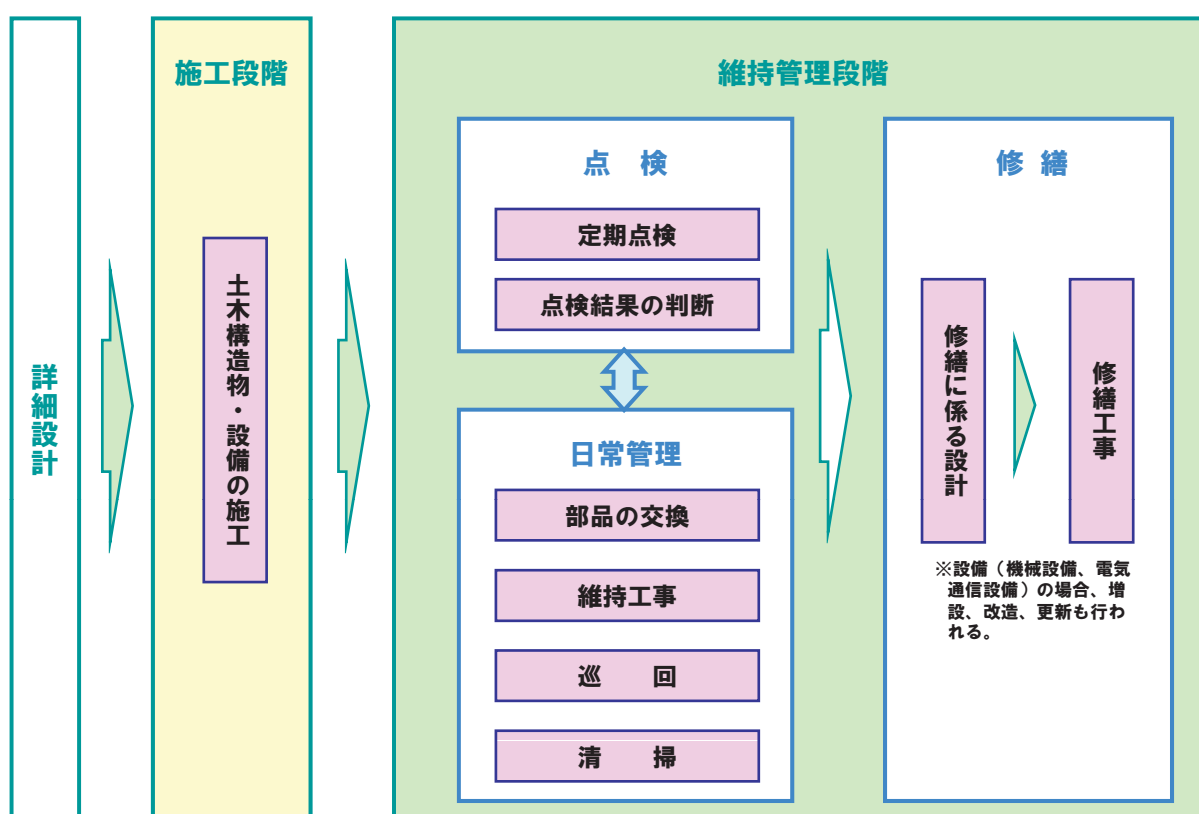


### 3. 施工段階から維持管理段階を通じた品質確保・向上に向けた課題について



National Institute for Land and Infrastructure Management  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

#### (1) 施工段階と維持・管理段階の調達の枠組み



## (2)維持管理段階における課題



分野	管理（巡回・点検）	維持・修繕
土木構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土木構造物の状態を的確に把握し、適正な対策工等を実施することが重要であり、的確な判断には経験に基づく熟練した技術を要する。</li> <li>● 技術提案等を求めない限り、建設業者が維持管理段階まで配慮した設計施工を行うインセンティブは小さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修繕工事段階での条件変更による施工計画の変更が少なくない。</li> <li>● 修繕工事は施工時期の制約を受けるため、単年度契約より複数年度契約の方が適正な施工計画が立てられる。</li> <li>● 単年度契約である維持工事では、長期安定受注への不安がある。</li> <li>● 維持の対象となる事象（発生時期や規模等を含む）の予測ができないため待機状態となることがあるが、作業が発生しない場合にはその費用等が適切にみられない例がある。</li> </ul>
電気・通信設備 機械設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単年度契約である点検業務では、体制整備、長期安定受注への不安から、応札者が少ない。</li> <li>● 定期点検・臨時点検に係る体制の確保が難しい（近隣地域に技術者が不在、災害時の待機や対応等）。</li> <li>● 臨時点検時には多様な技術専門家を同時に必要とするため、臨時点検だけの業務では応札者が限定される。</li> <li>● 当該設備の製造者が廃業・撤退した場合、当該設備に関する専門知識や技術の継承が途絶えるとともに技術者が不足することにより、確実な点検ができない恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設備（特に技術的難易度の高い設備）の改造、更新に係る競争では、応札者が既存設備の製作者のみ、または応札者なしとなる例が多い。</li> <li>● 当該設備に対応できる業者数が土木に比べ少なく、特に小規模な設備の場合には競争参加資格要件の設定が難しい。</li> </ul>

注)課題の発言者 青字:発注者 赤字:受注者

出典:「平成20年度 維持管理工事の入札契約における問題把握調査報告書」(国土技術政策総合研究所)

「保全工事へ詳細設計付発注方式の導入」( (社)日本橋梁建設協会)

「河川・道路管理用電気通信施設の入札契約方式のあり方」(品質確保専門部会 電気通信施設ワーキング)

「土木機械設備の入札契約手法に関する委員会最終報告書」(土木機械設備の入札契約手法に関する委員会)等

P49

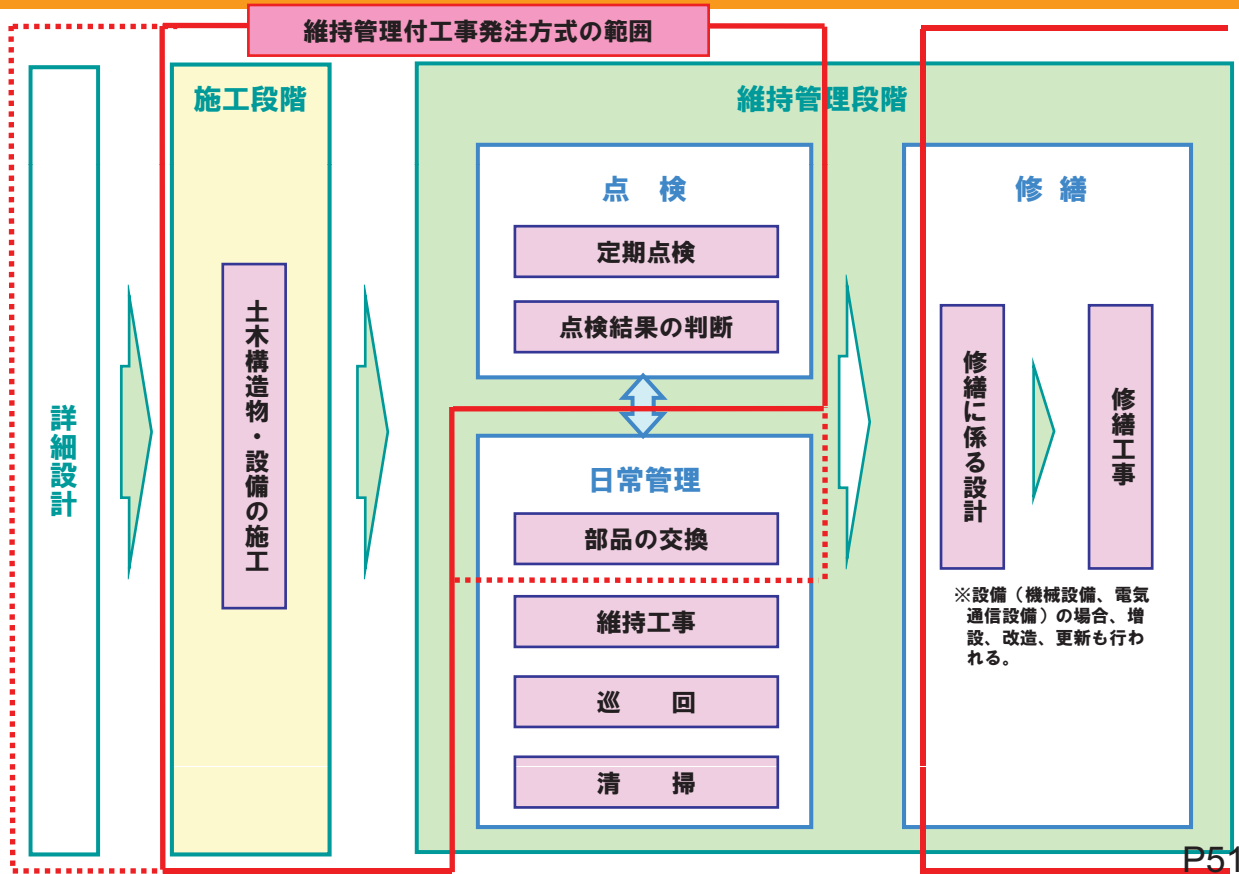
## (3)入札・契約における課題



課題	状況
①設計・施工・管理の連続性に関する課題	設計、施工、点検、管理を分離発注することにより、点検、管理業務に支障を来す恐れがあり、トータルとしての生産性の向上に支障を来す場合がある。
②管理段階に入札参加する業者の減少	点検業務や維持・修繕工事で、応札者が少なく、不調・不落が発生してきている。 技術者の体制等により応札者が限定される場合や、既存施設の施工者のみの応札となるなど、1社入札が発生している。
③単年度契約による課題	単年度契約での点検業務や維持工事に対して、受注者が体制整備や長期安定受注への不安があり、応札者が少なくなっている。

P50

## (4) 施工段階と維持管理段階の調達の枠組み



## (参考) 海外における維持管理に係る調達方式の例



### MAC 契約の契約内容

主な事項	内 容																					
契約期間	●一般的に5年契約（2年まで延長契約可能）																					
性能規定	●車道の日常維持管理業務の性能規定の例 期待される効果＝道路利用者が快適に利用できる安全な車道 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目的</th> <th rowspan="2">性能要件</th> <th colspan="2">瑕疵への対応</th> </tr> <tr> <th>危険の軽減</th> <th>永久的対処</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積雪・凍結の回避</td> <td>●積雪時、降雪後の計画的な除雪の実施による円滑な交通の確保、及びクリアな状態への可及的速やかな回復</td> <td colspan="2">除雪車の出勤（最大1時間）</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>●障害物の除去</td> <td>2時間</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>ポットホールやひび割れ、轢損れ、凹凸のない平坦で快適な騒音の少ない路面状態の維持・確保</td> <td>●路面に瑕疵がない状態の維持・確保</td> <td>24時間</td> <td>28日</td> </tr> </tbody> </table>				目的	性能要件	瑕疵への対応		危険の軽減	永久的対処	積雪・凍結の回避	●積雪時、降雪後の計画的な除雪の実施による円滑な交通の確保、及びクリアな状態への可及的速やかな回復	除雪車の出勤（最大1時間）		障害物の除去	●障害物の除去	2時間	7日	ポットホールやひび割れ、轢損れ、凹凸のない平坦で快適な騒音の少ない路面状態の維持・確保	●路面に瑕疵がない状態の維持・確保	24時間	28日
目的	性能要件	瑕疵への対応																				
		危険の軽減	永久的対処																			
積雪・凍結の回避	●積雪時、降雪後の計画的な除雪の実施による円滑な交通の確保、及びクリアな状態への可及的速やかな回復	除雪車の出勤（最大1時間）																				
障害物の除去	●障害物の除去	2時間	7日																			
ポットホールやひび割れ、轢損れ、凹凸のない平坦で快適な騒音の少ない路面状態の維持・確保	●路面に瑕疵がない状態の維持・確保	24時間	28日																			
リスク分担	●発注者が負うリスク ①契約業務の遂行上避けられないもの ②発注者がMAC請負者以外の者と契約した設計あるいは工事の欠陥 ③契約時点では予期不可能な対象の物理的な道路の欠陥 ④発注者が所有する車両に起因するもの ⑤契約期間に発生した事故によるもの。但し、請負者の行為、不履行あるいは請負者が本契約に従い業務を実施していたら起こらなかったであろう事故を除く。		●請負者が負うリスク ①請負者は契約期間を通して、発注者が負わない責任すべてのリスクを負う。																			
維持管理業務範囲	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>メンテナンス</th> <th>改良</th> <th>リニューアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>●機能維持のために点検・修理・補修などを行うこと</td> <td>●機能向上させるために既存施設に施設や設備を付加させること</td> <td>●施設や設備の交換により機能を回復させること</td> </tr> <tr> <td>～50万ポンド</td> <td rowspan="3">●MAC契約者は設計～工事を自ら実施</td> <td rowspan="3">●MAC請負者は設計及び工事管理を実施（工事業者は発注者により選定）</td> <td rowspan="3">●発注者がすべての業務を実施（設計・工業業者は発注者により選定）</td> </tr> <tr> <td>50万～100万ポンド</td> </tr> <tr> <td>100万ポンド～</td> </tr> </tbody> </table>	分類	メンテナンス	改良	リニューアル	金額	●機能維持のために点検・修理・補修などを行うこと	●機能向上させるために既存施設に施設や設備を付加させること	●施設や設備の交換により機能を回復させること	～50万ポンド	●MAC契約者は設計～工事を自ら実施	●MAC請負者は設計及び工事管理を実施（工事業者は発注者により選定）	●発注者がすべての業務を実施（設計・工業業者は発注者により選定）	50万～100万ポンド	100万ポンド～							
分類	メンテナンス	改良	リニューアル																			
金額	●機能維持のために点検・修理・補修などを行うこと	●機能向上させるために既存施設に施設や設備を付加させること	●施設や設備の交換により機能を回復させること																			
～50万ポンド	●MAC契約者は設計～工事を自ら実施	●MAC請負者は設計及び工事管理を実施（工事業者は発注者により選定）	●発注者がすべての業務を実施（設計・工業業者は発注者により選定）																			
50万～100万ポンド																						
100万ポンド～																						

MAC契約の契約内容(つづき)

主な事項	内 容
支払い条件	●毎月請求書を提出し、4週間以内に支払いが実行される。また、材料などの物価上昇による価格変動について、それぞれ契約された条件に従って認められる。
支払い方式	業務の種類に応じて次の3種の支払い方式が採用されている。 ①総価方式(Lump sum) 日常維持管理、冬季維持管理、その他一般的な管理として行われる作業について総価方式が適用されている。入札において作業の夏季・冬季別の月額を提示し、総価方式で入札し、請負者への支払いは毎月行われる。 ②目標価格方式(Target Price) 主に修繕工事に適用される。工事着手前に市場価格を調査し、発注者と受注者の協議によって目標価格を設定する。目標価格と工事後の実施価格の相違により、実施価格が目標価格を下回った場合は褒賞として節減額の一部を請負者へ配分し、逆に実価格が目標価格を上回った場合は罰則として超過額の一部を請負者が分担する。 ③実費精算方式(Reimbursement) 作業量の想定ができない技術支援業務等に適用される。入札時の当該業務に予定する従事者の技術報酬額(時給)と間接費率を基に、契約後に実際に作業に従事した時間等から支払い金額を確定させる。
下請業者の条件	下請を使用することを認められているが、その場合には事前に当該下請業者のリストを発注者に報告しなければならない。発注者は、MAC業者の下請業者の施工能力が低いことなどを理由に、その下請を現場から外す権利を持っている。
検査・監督	●発注者と契約した評価チーム(PRIDe: Performance Review and Improvements Delivery)が業務評価、契約評価(契約履行状態)目標達成度などの監査を年に2回実施している。
契約の解除	●発注者及び請負者のいずれからも解約することができる。契約解除の理由の主なものとしては以下のとおり。 ①請負者が契約に明記されている責任を果たしていないと判断されたとき ②請負者が安全・衛生基準に従っていないとき ③請負者が修正・修復などの通知を受けているにも関わらず、4週間を過ぎても何の改善もされていない場合 ④発注者が、業者からの支払い催促を受けてから、11週間以内に支払いを実行しなかったとき

参考: MAC標準契約書には、入札方式、入札時審査事項の記述がある。

入札方式

●指名競争・総合評価方式: 指名は提出された入札関心表明書について書面審査の上位指名業者を決定(財政・実績面を評価)

入札時審査事項

●提出された契約実行能力説明書の評価点と入札価格の評価点により決定

●契約実行能力70%、入札価格30%の重みで合算して最高点の点数となる入札者を決定

出典: Managing Agent Contractor Model Contract

<http://www.highways.gov.uk/business/931.aspx>

(独)土木研究所: 英国を中心とした欧州主要国との比較から見た日本の道路政策への示唆、土木研究所資料第3919号、平成15年2月



## 4. 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する検討について

### (1) 平成21年度の実施計画(1)

#### (1) 総合評価方式の改善等

第1回 総合評価方式の活用・改善による品質確保の促進に関する懇談会(H21.11.9) 資料1-4より

##### ○総合評価方式のフォローアップ(年次報告書の作成)

国土交通省における総合評価方式の現況をとりまとめ、公表する。

##### ○総合評価方式の改善策の評価

平成20年度にとりまとめられた下記の改善策の実施結果について分析・評価する。

##### ・総合評価方式の手続きの簡素化(実績重視型総合評価方式)

- ◇平成20年度2次補正予算成立後、実施した314件について、これに関わった業務量を把握するとともに、新規参入業者への配慮や受注者の偏りについて分析し、フォローアップする。
- ◇平成21年度も、上記の観点から引き続きフォローアップを行う。

##### ・工事関連データの提供や、情報交換の場の設置

- ◇工事関連データの提供については技術資料作成の負担の大きい工事(WTO対象工事や高度技術提案型など)について、約30件程度で試行する。
- ◇現場説明会の開催を、WTO対象工事など約15件程度で試行する。

##### ・技術提案の評価(採否)の通知

- ◇全ての整備局において、標準型の技術提案については、その採否の通知を実施済み。
- ◇九州地方整備局においては、加点评価の有無の通知を実施済み。  
(その他の地方整備局は準備が出来次第実施予定)
- ◇平成21年度は上記の通知方法について、フォローアップを行う。

## (1)平成21年度の実施計画(2)

○総合評価方式における残された課題の試行結果の評価  
二段階選抜方式及び事後審査型入札方式について試行し、その結果について評価する。

◇両方式については、それぞれ10件程度試行する。

### (2)多様な発注方式

○設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式

平成20年度にとりまとめた「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式 実施マニュアル」(平成21年3月 国土交通省)(以下、「マニュアル」という)を踏まえ、両方式の活用を図るとともに、受発注者間の **リスク分担に関するフォローアップ**を実施する。

◇設計・施工一括発注方式については、高度技術提案型(Ⅱ型)※1を適用する工事において試行する。

◇詳細設計付工事発注については、高度技術提案型(Ⅲ型)※2または標準型で実施する工事のうち、下記に該当する工事について試行する。

- ①現地の地形や地質等の自然条件が特殊であり、仮設工法や掘削工法等の施工者のノウハウを活用する必要がある大規模な橋梁工事やトンネル工事(共同溝工事)
- ②いくつもの工事が輻輳する等、現地の工事間の調整について、施工者のノウハウを活用する必要があるダム工事
- ③機械や電気設備等、工場製作が大宗を占める工事 等 [マニュアル「2.1適用工事」より]

※1 高度技術提案型(Ⅱ型)は、施工方法に加えて、工事目的物自体について提案を求める方式。

※2 高度技術提案型(Ⅲ型)は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求める方式。

P57

## (1)平成21年度の実施計画(3)

○OCM方式の活用について

平成20年度にとりまとめた「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集」を踏まえ、発注者支援型CM方式の普及を図るとともに、**新たなCM方式(工事の審査・評価への拡大)の導入**を図る。

○新たな入札契約制度の導入について

海外における土木分野の調達方法や、国内における土木分野以外の調達方法について調査・整理するとともに、**新たな入札契約制度の導入**について検討する。

P58

- ▶ 試行の実施結果
  - 20件の工事で試行を実施。
  - データの提供方法
    - 電子媒体(CD-R等): 9件、 ホームページ等からのダウンロード・閲覧: 11件
- ▶ 工事受注者等を対象として、試行に関する意見を聴取(11工事)。
  - 全工事で、「データ提供を受けられて良かった」「効率性が高まった」など、試行の効果の発揮に関する意見を得た。
  - 主な意見
    - 「閲覧の場合と比較して、資料把握の効率が良くなった」
    - 「技術提案作成時間の短縮に大きく寄与する」
    - 「問題点の把握・着目点の選定が容易になる」 等



- ▶ 試行の結果、受注者の技術提案作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減が図られているという意見が得られており、試行の目的が達成できていると考えられる。
- ▶ 平成22年度は、試行結果を踏まえ、工事関連データの提供に関するマニュアルを作成する。

P59

### ○ 工事関連データの提供に関する発注者・受注者意見

	受注者	発注者
業務の効率化 事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料の貸与により、閲覧の場合と比較して、<b>資料把握の効率が良くなった。</b></li> <li>○ 施工の要点やリスク等を踏まえた計画をする上で詳細な把握が可能となり、<b>憶測等の不確定要素が減ることにより業務の効率化となった。</b></li> <li>○ <b>技術提案作成時間の短縮</b>に大きく寄与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来は閲覧対応をしていたため、日程調整や会議室の確保等に時間・手間を取られていたが、<b>閲覧対応が不要となり事務量が軽減された。</b></li> <li>○ 情報提供の充実により、<b>参加に関する問い合わせが減り、事務量が軽減された。</b></li> <li>○ 競争参加者が工事関係資料を入手するためには、各企業は発注予定情報から予定工事を把握し、関連業務成果の開示請求をしていた。そのため、事務手続きが煩雑となっていたが、<b>情報開示請求対応が不要となり、事務量が軽減された。</b></li> </ul>
技術提案等の品質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特記仕様書等ではわからない詳細な情報が得られるため、<b>綿密な施工計画等がたてられる。</b></li> <li>○ 事前に工事関連データから予備知識を得た上で現地踏査を実施することにより、<b>問題点の把握・着目点の選定が容易になる。</b></li> <li>○ 工事関連データの提供で、<b>技術提案の品質向上につながる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に成果を貸与することで、<b>技術提案の促進</b>が図られる。</li> </ul>

P60

- ▶ 試行の実施結果
  - 22件の工事で試行を実施。
  - 説明会実施状況
    - 個別面談:13件、 集団面談:8件、 インターネット中継:1件
- ▶ 工事受注者等を対象として、試行に関する意見を聴取(11工事)。
  - 全工事で、「工事内容に関する理解が深まった」「発注者の意図が把握できた」など、試行の効果の発揮に関する意見を得た。
  - 主な意見
    - 「工事内容の理解を深めることができ、技術提案課題の背景も理解できた」
    - 「その工事に対する発注者の思いやニュアンスが読み取れ、受注意欲が高まった」
    - 「電子入札システムによる質疑応答より質問がしやすく、回答時期も早くなり無駄がない」等



- ▶ 試行の結果、受発注者間の情報共有が図られ、受注者から工事内容や発注者の意図等に関する理解が深まっているという意見が得られており、試行の目的が達成できていると考えられる。
- ▶ 平成22年度は、試行結果を踏まえ、情報提供の場の設置(ITを活用した説明会の開催)に関するマニュアルを作成する。

P61

#### ○情報交換の場の設置に関する発注者・受注者意見

	受注者	発注者
工事内容の理解度向上	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 入札説明書、図面等では判断しづらいところも明確となった。</li><li>○ 工事内容の理解を深めることができ、技術提案課題の背景も理解できた。</li><li>○ 文書のみでの回答より、その工事に対する発注者の意図が把握できて良い。受注意欲が高まった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 技術提案課題の背景、評価の視点などを臨場の質疑応答を通じて補足説明することにより、受注者側に発注者が求めている部分をより正確に伝えることができた。</li></ul>
業務の効率化 事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 電子入札システムでの質問は回答までに時間がかかるが、説明会はその場で回答があり迅速で無駄が無い。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 書面(電子入札システム)での質問が減少し、作業手間が縮減できた。</li></ul>
技術提案等の品質向上		<ul style="list-style-type: none"><li>○ 資料作成における考え方が明確になり、提出資料のバラツキが少なくなった。</li><li>○ 疑問点について直接回答出来るため、思い違いによる積算ミスが減少する。</li></ul>

P62

## ▶試行の概要

○技術提案として出された内容のうち、不採用(実施してはならない)となった事項を通知する。また、準備が整った地方整備局等においては、採用(実施して良い)項目のうち、加点評価したか否かの通知も試行。

## ▶試行の実施結果

○全整備局において、標準型の技術提案については、その採否の通知を実施。

○九州地方整備局では、加点評価の有無の通知も試行。

▶平成22年度は、全整備局において、**標準型の技術提案について、採否に加えて加点評価の有無について通知を実施**する。なお、実施にあたっては、標準Ⅰ型について、平成22年度当初より実施することとし、その後早期に準備を整え、標準Ⅱ型へも拡大することとする。

## 【具体的な評価結果の通知例】

【凡例】○:加点対象として評価する  
-:加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
・工事区域の周辺には小学校、福祉センター、民家が近接し、工事搬入路の県道は通学路や生活道路として歩行者や一般車両の利用が多いことから、周辺施設及び民家に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	-
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接していることから地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水が発生するので、プラント設備への釜場の設置による集水と釜場上水の再利用を行う	-
・ミキサーへのセメント投入により粉塵が発生することから、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・本工事の地盤改良工施工時にはセメント搬入車が頻繁に出入りするため、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

## 5. 設計・施工一括発注方式における、 受発注者間のリスク分担についての フォローアップ調査



National Institute for Land and Infrastructure Management  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

P65

### (1) フォローアップ調査の目的と対象



#### 調査の目的

平成21年3月に策定された「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル」(以下、実施マニュアルという)を踏まえ、受発注者間のリスク分担について、フォローアップ調査をしたものである。

#### 平成21年度に公告された設計・施工一括発注方式による工事

地整	工事件名	工種	公告	契約等	備考
北海道	北海道横断自動車道 訓子府町 開成橋工事	橋梁工事(L=190m)	H21.5.14	H21.10.19	調査対象外※
北陸	下新川海岸新型離岸堤工事	離岸堤工事	H21.7.10	H22.1.5	
関東	国道357号秋津歩道橋改修工事	歩道橋改修 1式 EV設置 1式	H21.7.27	H22.1.12	
関東	H21中部横断田中川橋橋梁工事	橋梁上部・下部工 1式	H21.9.25	H22.3 予定	
関東	若松交差点歩道橋設置工事	歩道橋設置・撤去工 1式	H21.10.2	不調	調査対象外

注) 北海道横断自動車道 訓子府町 開成橋工事は、実施マニュアルの周知前の公告のため、調査対象外とした。

P66

## (2)下新川海岸生地新型離岸堤工事(1)



### 設計・施工一括発注方式の導入目的

- 工法が異なる複数の案が考えられ、工法によって設計内容が大きく変わるなど発注者が設計内容を1つの案に決められず、施工技術に特に精通した者の技術力を得て設計することが必要であったため。

### 工事・設計概要

#### 【実施設計】

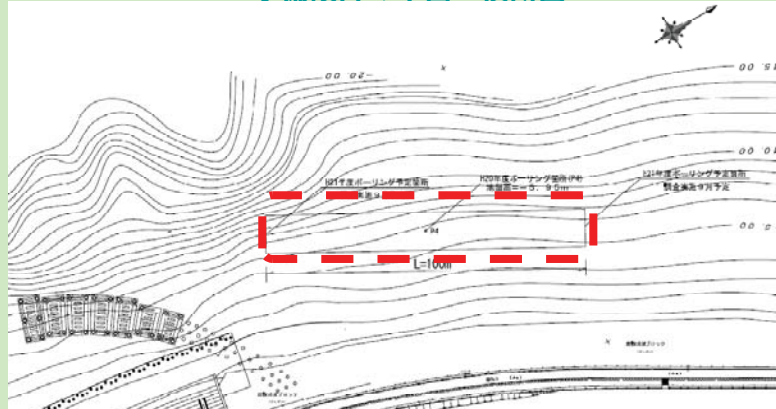
- ・延長L= 100 m
- ・有脚離岸堤

#### 【工事】

- ・延長L= 100m
- ・有脚離岸堤 製作・据付(1基)
- ・仮設工1式

工期:平成24年12月1日まで

### 予備設計の平面・横断面



施工範囲

### 総合評価項目

- ・離岸堤基礎部の洗掘緩和(MAX 20点)
- ・施設点検、機能維持(MAX10点)
- ・鋼管杭の打込み精度(MAX20点)

P67

## (2)下新川海岸生地新型離岸堤工事(2)



### 提示された設計条件・提案の自由度

#### 設計条件

- ・基本性能:消波制御機能(消波対象波と潮位に対し)
  - (A)透過率=0.60以下
  - (B)反射率=0.50以下
 ※模型実験を付帯条件として付加することがある  
上記性能を満たせば有脚堤のタイプの選択は自由
- ・設置地盤高:T.P.-4.7~-6.0m
- ・堤体延長:100m(西側20m、東側50m)
- ・耐用年数:50年
- ・構造形式:有脚式離岸堤

#### 設計条件

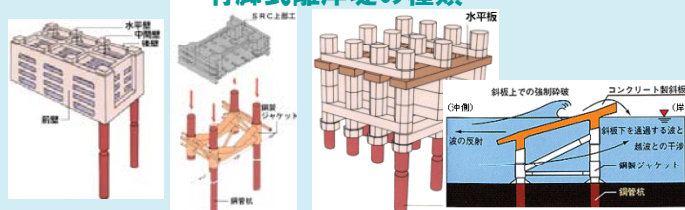
##### 【潮位・波浪】

- ・計画潮位(H.H.W.L.) T.P.+1.07m
- ・朔望平均満潮位(H.W.L.)T.P.+0.51m
- ・朔望平均干潮位(L.W.L.)T.P.+0.06m
- ・換算沖波波高(Ho') 4.14m
- ・換算沖波周期(T) 13.9sec
- ・設計波高(HD) 9.60m etc.

##### 【その他】

- ・土質砂質土(N値10~45)
- ・洗掘深さ1.0m
- ・設置地盤高T.P.-4.7~-6.0m
- ・堤体延長(開口部)100m(西側20m、東側50m)

#### 有脚式離岸堤の種類



静岡河川事務所のホームページより

※青字は提案の自由度に関する条項

P68

## (2)下新川海岸生地新型離岸堤工事(3)



### リスク分担表

#### リスク分担(特記仕様書)

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	発注者リスク	受注者リスク
技術条件	①工法・品質等	工法の性能確保、材料品質等		○
	②特許料	工法に係わる特許料		○
	③コンクリートのひび割れ対策	コンクリートのひび割れ(0.2mm以上)対策に係わる費用及びひび割れ(0.2mm以上)が発生した場合の対策費		○
	④その他	施工方法に関する技術提案		○
自然条件	①地質	地盤の土質・厚さの相違による設計又は施工の変更工事用道路作業スペースの制約	○*1	
	②地形	地形の相違による設計または工法変更	○*2	
	③気象・海象	降雨・降雪・波浪等、気象変化による損害		○*3
社会条件	①地中埋設物	建設副産物等の埋設物の確認 建設物等の埋設物の除去	○*4	○
	②水質汚濁	施工中の濁水対策、水生性異物への対策、騒音・振動対策		○
	③施工ヤード	離岸堤製作等に利用するヤードを確保するために必要な事項		○
	④港湾利用	荷役料や岸壁使用料等の港湾利用費用		○
	⑤物価変動	物価変動による単価の増減	○	○
マネジメント特性	①地元対応	工事施工に係わる漁業関係者、地域住民及び港湾使用時の関係者との調整		○*5
	②苦情処理	工事施工に伴う苦情への対応		○
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整		○
	④申請事項	工事施工に伴う各種申請に係わる事項		○
	⑤工程管理	工期・工程の制約、変更への対応(工法変更も含む)		○
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		○
その他	①工期	新たな工種の追加施工	○	○
	②不可抗力	災害(地震、豪雨、豪雪等)の発生	○	○
	③人為的ミス	設計・施工・積算ミス		○
	④設計図書の変更	設計変更に伴う図面・数量計算書等の資料作成		○
	⑤法律・基準の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針による設計変更	○	○
	⑥既設構造物、既設仮設物	既設構造物、工事用道路等の既設仮設物の健全性	○	○

\*1: 受注者の負担で追加ボーリング等の地質調査を実施した場合に限る。

\*2: 現地盤線

\*3: 災害時の不可抗力により発生した損害は除く

\*4: 有脚式離岸堤の施工箇所以外は受注者が負担する

\*5: 有脚式離岸堤の設計または工法変更に係わるもの及び工種の追加に係わる事項は発注者が負担する

P69

## (3)国道357号秋津歩道橋改修工事(1)



### 設計・施工一括発注方式の導入目的

- 狭隘部におけるエレベーターの設置にあたり、利用者と信号待ち自転車の輻輳防止に資するエレベータ配置計画について、民間の優れた技術力を活用するため。
- 既設斜路の緩傾斜化では、横断している国道357号と上空を通過している東関東自動車道の建築限界による制約条件を満足しつつ、床版の嵩上げ及び版下げを行う必要があり、緩傾斜化の構造及び施工法について民間の優れた技術力を活用するため。

### 工事・設計概要

#### 【実施設計】

- 歩道橋改修工(横断通路の緩傾斜化、昇降階段の改修、階段手摺の改修、EV接続部の改修)

- EV塔屋新築工
- EV設置工

#### 【施工】

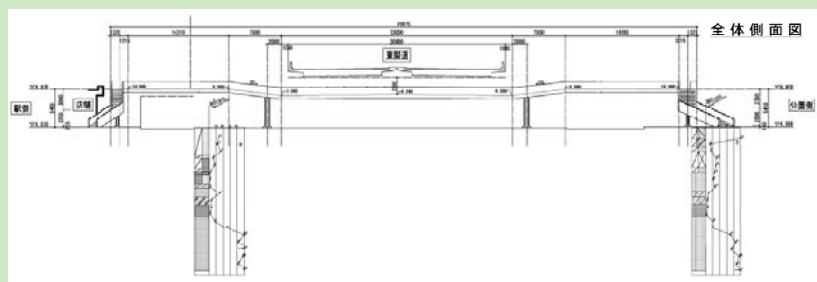
- 歩道橋改修工(同上)
- EV塔屋新築工
- 機械設備工事
- EV設置工

工期: 平成23年3月31日まで

### 総合評価項目

- EVを利用する高齢者や障害者等の安全性・利便性に配慮した駅側階段・EVの配置計画(MAX20点)
- 歩道橋通行止日数の短縮(MAX10点)
- 現道交通(自転車・歩行者を含む)の安全性の確保に配慮した施工計画(MAX: 20点)

### 概略設計の平面図・側面図



P70



### (3)国道357号秋津歩道橋改修工事(2)



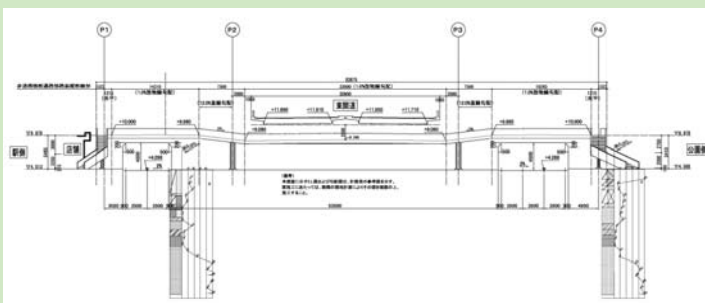
#### 提示された設計条件・提案の自由度

##### 設計条件

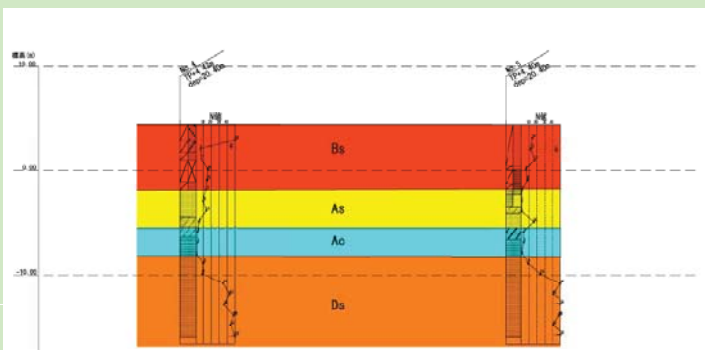
- 【階段およびエレベーターの配置計画】
- EVを利用する高齢者や障害者等と、同階段下の地上階交差点付近で信号待ちをする自転車との輻輳防止に配慮した配置計画およびEVの出入口計画を行うこと。
  - ⇒**階段およびEVの配置は自由**
- 【歩道橋改修工(横断通路緩傾斜化)】
- 改修箇所:12%斜路勾配区間 2箇所
  - 斜路勾配:5%以下
  - 幅員:有効幅員2.25m
  - 制約条件:
    - ①国道357号建築限界4.5m以上および東関東自動車道桁下の当該横断通路部の建築限界2.5m以上を確保すること。
    - ②歩道橋横断通路部の改修は、橋脚柱頭部および脚柱本体の耐震補強工事に支障が出にくい改修案を提案すること。
  - ⇒**上記条件を満たせば施工方法は自由**
- 【エレベーター設置工】
- 設置箇所:駅側1箇所、公園側1箇所
  - 設置内容:EVの設計にあたっては、維持管理の容易さ、ライフサイクルコストに配慮すること。多機能型遠隔監視設備の設置が可能であること。
  - 積載量:750kg

※**青字**は提案の自由度に関する条項

##### 建築限界寸法図



##### 地質横断面図 (V=1:200、H=1:400)



P71

### (3)国道357号秋津歩道橋改修工事(3)



#### リスク分担表

##### リスク分担(特記仕様書)

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	発注者 リスク	受注者 リスク
工法等	①工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料品質のばらつき等		○
	②その他	施工方法に関する技術提案		○
自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水の影響		○
	②土質	不可視土質への対応		○*1
	③作業用道路・ヤード	現道上のヤード等への制約		○
	④気象	雨・雪・風・気温等の影響		○*2
	⑤その他	自然環境への配慮		○
社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内作業障害物の撤去・移設		○*3
	②近接施工	現況交通、沿道建築物、橋梁等		○
	③騒音・振動	沿道住民等に対する騒音・振動の配慮		○
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		○
	⑤作業用道路・ヤード	現道を利用する資機材搬入等の制約 作業スペースの制約		○
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う制限		○
	⑦沿道環境	日照、電波障害対策		○
	⑧その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、 廃棄物処理等		○
マネジメント特性	①住民対応	近接住民との対応		○*4
	②関係機関対応	関係行政機関等との調整		○*5
	③工程管理	工期・工程の制約、変更への対応 (工法変更に伴うものを含む)		○
	④品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)		○
	⑤安全管理	施工全般		○
	⑥その他	災害時の応急復旧等		○
その他	①不可抗力	災害(地震等)による影響	○	
	②人為的ミス	設計のミス、積算の間違え、施工ミス		○
	③法律・基準の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更	○	
	④用地買収	施工ヤード等請負者が借地する用地		○
	⑤その他	労働争議等		○

- \*1: 地質柱状図が、現地施工上大幅に異なる場合には契約変更の対象
  - \*2: 災害・異常気象は除く  
(異常気象は過去10年の平均値以上の場合)
  - \*3: 事前に把握できない地中障害物、工事着手までに移設、撤去が完了しない場合は除く
  - \*4: 発注者が行う説明会は除く
  - \*5: 発注者が行う協議は除く
- ※社会的条件(地元対応)等による対策・変更は契約変更の対象

P72

## (4)中部横断田中川橋橋梁工事(1)



### 設計・施工一括発注方式の導入目的

- 田中川橋が完成しないと静岡側のトンネルに着手できず、事業のクリティカルパスになっており早期完成が求められた。
- 鋼橋で予備設計をしたところ4径間となった。景観や工期の面でもPC橋の可能性も探りたかった。

### 工事・設計概要

#### 【実施設計】

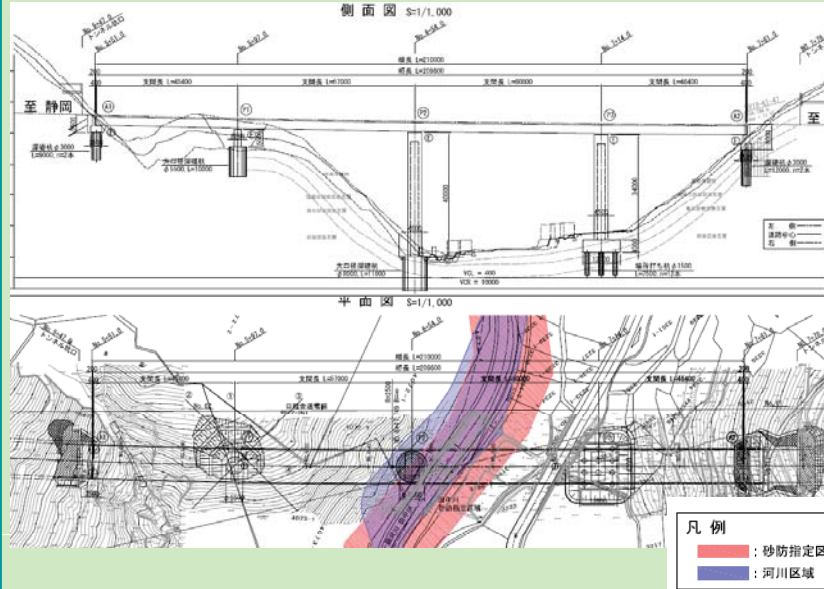
- ・延長L= 210 m
  - ・橋梁上部工
  - ・橋梁下部工
  - ・道路付属物工(照明、標識柱、通信管路等)
  - ・仮設工(土留、仮設、搬入路等)
- #### 【工事】
- ・工事延長L= 210m
  - ・橋梁上部工
  - ・橋梁下部工
  - ・道路付属物工
  - ・仮設工

工期:平成25年3月31日まで

### 総合評価項目

- ・現場施工日数(MAX30点)
- ・周辺住民の生活環境負荷軽減(MAX10点)
- ・維持管理を考慮した構造(MAX10点)

### 予備設計の側面図・平面図



P73

## (4)中部横断田中川橋橋梁工事(2)

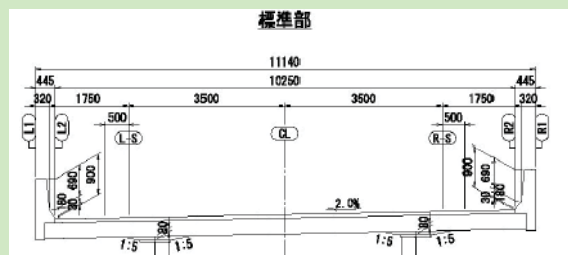


### 提示された設計条件・提案の自由度

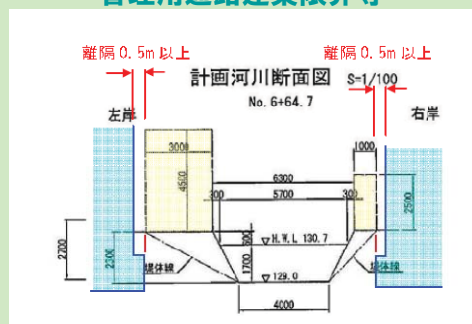
#### 設計条件

- ・道路規格:第1種第3級
- ・設計速度:V=80km/h
- ・延長:210m
- ・支間割:交差物条件、施工条件を満足する限り自由
- ・構造形式:上下部共自由
- ・桁下高さ:(標高)129.0m+計画水位+0.8m
- ・施工ヤード:発注者提示用地を基本(提示外用地を使用する場合、提案すること)
- ・工事用道路:発注者提示道路を使用(発注者が別途発注)
- ・交通規制:1車線幅員3.25m確保を基本、用地内切り廻しによる交通確保

#### 幅員構成



#### 管理用通路建築限界等



※青字は提案の自由度に関する条項

P74

## (4) 中部横断田中川橋橋梁工事 (3)



### リスク分担表

#### リスク分担 (特記仕様書)

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	発注者リスク	受注者リスク
技術条件	①工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料品質のばらつき等		○
	③その他	施工方法に関する技術提案		○
自然条件	①作業用道路・ヤード	工事用道路・作業スペースの制約		○
	②地盤条件	不可視土質への対応		○*1
	③気象・海象	雨、雪、風、気温等の影響		○*2
社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内作業障害物の撤去・移設		○*3
	②近接施工	一般住宅家屋の近接(道路、建築物の況下等)既設構造物への影響		○
	③騒音・振動	施工期間中の周辺住民等に対する騒音・振動の配慮		○
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		○
	⑤作業用道路	生活道路(市道等)を利用した資材搬入隣接農耕者等通行路における制約		○
	⑥現道作業	現道上下の交通規制を伴う制限	○	○
	⑦作業用ヤード	住宅密集地等での別途ヤード確保		○
	⑧その他	日照、電波障害 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等		○

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	発注者リスク	受注者リスク
マネジメント特性	①他工区調整	隣接・接続工事		○*4
	②住民対応	近接住民との対応		○*5
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整		○*6
	④工程管理	工期・工程の制約、変更への対応(工法変更も含む)		○
	⑤安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		○
	⑥その他	災害時の応急復旧等		○
その他	①不可抗力	災害(地震、豪雨、豪雪等)の発生	○	○
	②人為的ミス	設計のミス、積算の誤り		○
	③法律・基準の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針による設計変更	○	
	④用地買収	工事着工時期	○	
	⑤その他	契約不履行、労働争議		○

- \*1: 地質柱状図が、現地施工上大幅に異なる場合には契約変更の対象  
 \*2: 異常気象は過去10年の平均値以上の場合  
 \*3: 事前に把握できない地中障害物は除く  
 \*4: 発注者が行う事業調整は除く  
 \*5: 発注者が行う説明会は除く  
 \*6: 発注者が行う協議は除く  
 ※社会的条件(地元対応)等による対策・変更は契約変更の対象

P75

## (5) 実施マニュアルへの意見 (1)



項目	発注者	受注者
実施手順について	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加企業から技術提案書の作成費・期間がかかりすぎるとの意見が多い。提案は概要とし期間短縮ができないか。</li> <li>入札手続期間が短く、発注公告や技術対話等の各段階でこれまで以上に、リスクの整理や吟味をする時間はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルでは、リスク分担は入札公告後に入札説明書、特記仕様書で示されるが、リスク分担の共通認識を得るため資料作成説明会を開催してほしい。</li> </ul>
リスク分担	<b>リスク分担の設定について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>予め全てのリスクを拾い切れるのであれば問題ないが、受注者が負担するリスクのみを限定列挙し、それ以外は発注者リスクとする方式では、想定外のリスクについて必要以上に発注者がリスクを負う可能性がある。</li> <li>マニュアルで示された特記仕様書の記載例のように、受注者リスクのみを文書表現で限定列挙する方法はわかりにくい。ため、分担表にした方がよい。</li> <li>リスク分担の設定にあたっては、公告前に学識者等に確認していただく必要があるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注後に入札時点の条件が変わった場合、当初想定できなかった場合については協議・変更の対象とすると明記してほしい。</li> <li>マニュアルのとおり、入札前の現有情報の整理、技術提案作成条件と現有情報の対比、リスクの抽出、リスク分担の作成という手順に則って、リスク分担をしてもらえれば問題ない。</li> </ul>
	<b>技術対話での確認について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルでは、技術対話後にリスク分担の見直しを可能としているが、この段階でのリスク分担の変更はリスクを考えて競争参加を回避した企業に不公平になる。リスク分担の変更は不可能ではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案には時間が必要であり、対話時点での基本条件確認では間に合わない。</li> <li>マニュアルでは技術対話だけを前提としているが、対話時に乙側の提案に対する分担チェックリストを甲が提示できないかと。</li> </ul>
	<b>設計承諾時の再確認について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルでは詳細設計承諾時にリスク分担を再確認することとなっているが、詳細設計とリスクは密接不可分であり、詳細設計承諾時ではなく、詳細設計のための設計条件確認時において再確認する必要があるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルでは設計承諾時のリスク分担の再確認において甲乙協議が発生した場合に第三者に意見聴取を行うとしているが、その第三者の定義や招集費用の分担、調停組織の利用の有無を具体的に示してほしい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度技術提案型の総合評価では、最高技術評価点者の提案で予定価格を作成することを基本としているが、これだと国債枠を超える可能性があり、その場合には入札手続きの中止が発生する。</li> <li>高度技術提案型の総合評価の実施方法について、事例を入れる等の充実をはかってほしい。</li> </ul>	

P76

今後とも、受発注者間の適切なリスク分担となるよう努めるものとする。  
また、現時点では、入札・契約時の状況・意見のみを収集されていることもあり、平成22年度以降も引き続きフォローアップ調査し、検討の上、必要に応じマニュアルの改定を行うものとしたい。

### 意見

- マニュアルでは、リスク分担は入札公告後に入札説明書、特記仕様書で示されるが、リスク分担の共通認識を得るため資料作成説明会を開催してほしい。
- (リスク分担について) マニュアルでは技術対話だけを前提としているが、対話時に乙側の提案に対する分担チェックリストを甲が提示できないか。
- 高度技術提案型の総合評価の実施方法について、事例を入れる等の充実をはかってほしい。

### 改善案

- 作成説明会の場(ITを活用した説明会の開催)を設けるなど、リスク分担についての共通認識を得られるようにする。
- 設計・施工一括発注方式等が適用される高度技術提案型について、企業の知的財産に配慮しつつ、事例集の作成について検討する。

## 6. 工事・総合評価落札方式等の改善に関する取り組み方針

### (1) 工事・総合評価落札方式等の改善に関する取り組み方針

#### 基本的方針

- ▶ 入札契約手続きの透明性・客観性の確保
- ▶ 審査・評価方法の透明性・客観性の確保
- ▶ 事務の簡素化
- ( ▶ 試行結果の標準化 )

#### 主な改善案

⇒可能なものからH22予算執行より実施(試行)

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ① 技術提案の評価結果の通知         | ⑥ 施工能力の評価方法(標準案)       |
| ② 問い合わせ窓口の設置           | ⑦ 地域精通度、貢献度等の評価方法(標準案) |
| ③ 入札参加資格要件における実績要件の見直し | ⑧ 施工体制確認型総合評価落札方式の見直し  |
| ④ 技術評価点の配点方針           | ⑨ その他の検討事項             |
| ⑤ 技術提案の評価方法(標準案)       |                        |

## (2)技術提案の評価結果の通知

### <改善策>

技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知する

### <入札結果の公表例>

公表済み

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考	評価点の内訳								
					評価点				施工体制評価点				合計
					標準点	施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について)	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計	
A社	¥340,000,000	155	45.588		100	15	8	2	25	15	15	30	155
B社	¥336,000,000	172	51.190		100	30	10	2	42	15	15	30	172
C社	¥332,000,000	158	47.590		100	15	11	2	28	15	15	30	158
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札	100	30	14	0	44	15	15	30	174
....													

### 【具体的な評価内容の通知例】

新規

【凡例】○: 加点対象として評価する  
-: 加点対象として評価しない

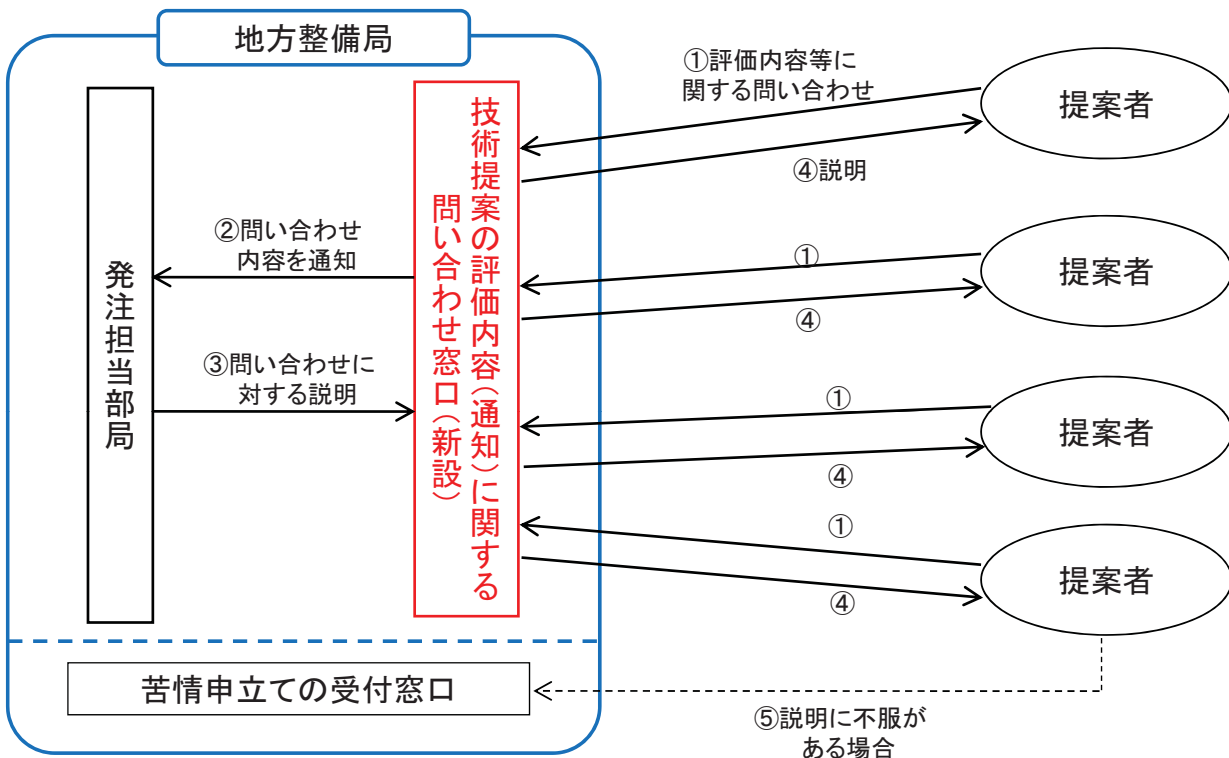
技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	-
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	-
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

P81

## (3)問い合わせ窓口の設置

### <改善策>

①において実施する通知に対して問い合わせ窓口を各地方整備局に設置する



## (4)入札参加資格要件における実績要件の見直し

### <改善策>

工事難易度の低い工事の入札参加資格要件について、過去の実績の工事量※による設定を行わず、(総合評価落札方式の技術評価における)施工能力の評価として行う。

### <入札参加要件の記載項目>(一般的なもの:WTO対象工事を除く)

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)に該当しない者
- (2) 当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者  
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
- (3) 地域要件
- (4) 施工実績  
例1) (ア) 道路橋又は鉄道橋であること。  
~~(イ) 最大支間長が25m以上であること。~~  
例2) (ア) 2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、~~舗装の表層面積が10,000m<sup>2</sup>以上の工事であること~~  
例3) (ア) 河川堤防の築堤工事において~~築堤盛土量が4,000m<sup>3</sup>以上であること。~~
- (5) 監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- (6) 以下、略 …

P83

## (5)技術評価点の配点方針(1)

### 技術評価点(加算点)の配点に関する基本的考え方

技術評価点の加算点は、工事の内容による技術評価の余地、価格競争とのバランス等を総合的に勘案して配点する。

⇒ **標準的な加算点を50~70点**とする。

#### 考え方1) 工事内容による技術評価の余地からの考え方

- ・工事(一般土木)の工事費の構成割合から、標準点(100点)と加算点の割合を検討する。

直接工事費 (59%) ⇒ 標準点(100点)  
共通仮設費 } (41%) ⇒ 加算点(70点)  $100 \times 41 / 59 = 69.49 \approx 70$   
現場管理費 }  
一般管理費 }

<参考>一般土木工事の標準的な構成割合

直接工事費(59%)			共通 仮設費 (11%)	現場管理費 (22%)	一般 管理費 等 (8%)
資材費(30%)	機械 経費 (11%)	労務費(18%)			

#### 考え方2) 品質確保の観点(価格競争とのバランス)からの考え方

- ・現行、調査基準価格が予定価格の70%~90%の範囲内と規定していることから、標準点と加算点の割合を整理する。

調査基準価格まで ⇒ 標準点(100点)

予定価格から }  
調査基準価格を } ⇒ (価格競争の幅) = 加算点の幅(40~50点)  
減じた価格 }  $100 \times 30 / 70 = 42.85 \approx 50$

P84

## (5)技術評価点の配点方針(2)

### 技術評価点の標準配点案

- ・技術評価点の加算点の内訳は、技術評価の主要項目である①技術提案、②施工能力等、③地域精進度・貢献度等をバランスよく評価する。
- ・上記のうち、①技術提案の配点割合は、求める技術提案の重要性に応じて重く設定するとともに、続いて②施工能力等を優位に評価する。

### <配点割合の標準案>

簡易型	簡易な施工計画※(5~)10	施工能力等(15~)20(~25)	地域※(5~)10	合計 30~40点
※「簡易な施工計画」の審査の結果、欠格か否かのみ評価する方式は用いない。 ※「地域」は、地域精進度・貢献度等を表す。				※施工体制確認型でない場合は、30点までとする。
標準Ⅱ型 (基本的な配点案)	技術提案 20(~30)	施工能力等 20(~25)	地域 (5~)10	合計 50~60点
				※施工体制確認型でない場合は、50点までとする。
標準Ⅰ型	技術提案その1 (20~)30	技術提案その2 20(~30)	施工能力等 20	合計 60~70点
※「地域精進度・貢献度等」の評価は「施工能力等」の中で必要に応じて設定する				※施工体制確認型でない場合は、50点までとする。
高度技術提案型	技術提案 50			合計 50点
				※施工体制確認型の場合は、70点までとする。 P85

## (6)技術提案の評価方法(標準案)

### <標準案>

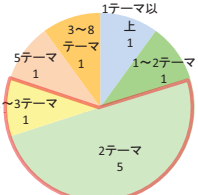
- ①指定テーマ数
  - ・技術力の競争が十分図られるとともに、受発注者双方の事務の効率化を図る観点から、右表を標準案とする。
- ②指定テーマ毎の提案数
  - ・各テーマ毎に最大5つを基本とし、重要なものの順に提案させる。
  - ・提案数を越えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する。
  - ・記述量は、1指定テーマにつきA4・1~2枚程度を原則とする。

表 タイプ別指定テーマ数

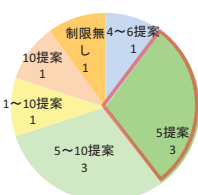
タイプ	指定テーマ数	内容
簡易型	1	簡易な施工計画
標準Ⅱ型	1(~2)	技術提案
標準Ⅰ型	2(~3)	技術提案

※標準Ⅱ型は1、標準Ⅰ型は2を基本とするが、指定テーマの重要性を勘案し、技術提案の配点の範囲内で指定テーマ数を標準Ⅱ型は2、標準Ⅰ型は3とすることも可能である。

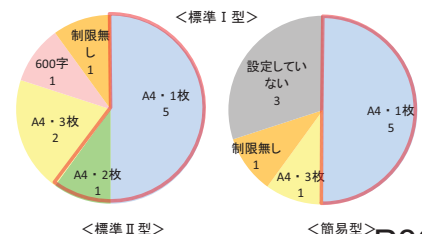
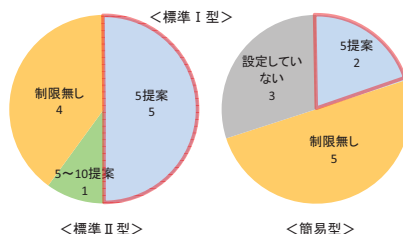
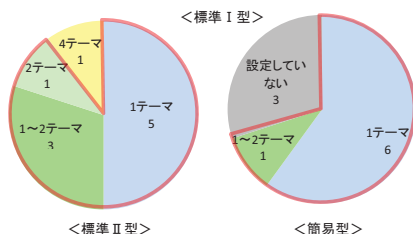
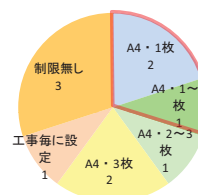
【指定テーマ数】



【提案数】



【記述量】





## (7) 施工能力の評価方法(標準案)

### <標準案>

- ・施工能力の評価項目は、提案企業の工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業における工事成績(規模等による技術力による評価)等の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・技術者(監理予定技術者、担当技術者等)における評価項目を設定する場合には、当該技術者の工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

### <施工能力の評価項目の設定状況>

	企業			技術者			その他
	成績	表彰	同種工事の施工実績	成績	表彰	同種工事の施工実績	
必須項目	10 (100%)	10 (100%)	3 (30%)	5 (50%)	9 (90%)	4 (40%)	・技術者資格 ・技術者CPD取得 ・継続教育(CPD)の取組み ・ISO取組み ・事故及び不誠実な行為 ・当該工種の手持ち工事量の状況 ・新技術に対する取組み ・競売妨害・建業法違反等による減点等 ・BCP
選択項目	0	0	1 (10%)	0	0	3 (30%)	
評価しない	0	0	6 (60%)	5 (50%)	1 (10%)	3 (30%)	

※各地方整備局において主に評価している項目を調査

## (8) 地域精通度、地域貢献度の評価方法(標準案)

### <標準案>

- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、災害活動の実態(活動実績及び災害協定締結に関する評価)を必須とし、必要に応じて、近隣地域での施工実績等の工事の品質に関係のある項目について適宜設定する。
- ・当該工事と直接関係はなくても、社会資本整備に関係のある評価項目の設定も可能とするが、当該設定項目に該当する評価は、工事の品質と直接関係のある項目の方を優位に評価する。

### <地域精通度・地域貢献度の評価項目の設定状況>

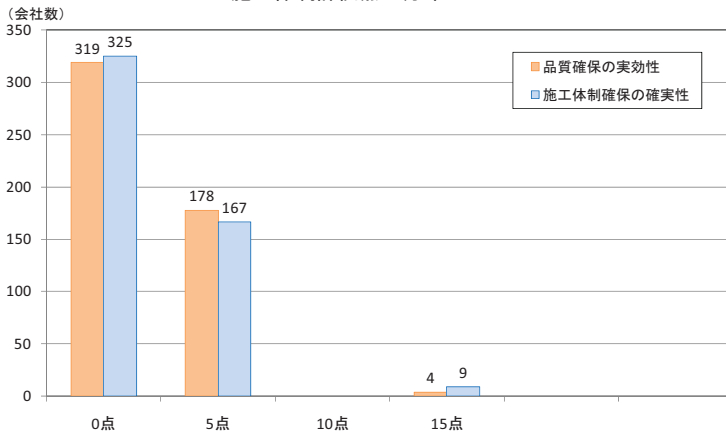
	地域精通度について		地域貢献度について					その他
	近隣地域での施工実績	本支店の所在	災害に関する事項 (災害に関するボランティアを含む)			ボランティアに関する事項		
			実績	協定	表彰			
必須項目	6 (60%)	5 (50%)	6 (60%)	3 (30%)	4 (40%)	5 (50%)	5 (50%)	・建設業退職金共済制度に加入状況 ・維持工事や除雪工事の施工実績 ・地域防災への協力体制 ・障害者・高齢者の雇用状況 ・地産品の使用状況 ・障害者・高齢者の雇用状況 ・水防団員(消防団員)の雇用状況 ・不発弾処理対策の実績等
選択項目	2 (20%)	5 (50%)	3 (30%)	3 (30%)	3 (30%)	2 (20%)	2 (20%)	
評価しない	2 (20%)	0	1 (10%)	4 (40%)	3 (30%)	3 (30%)	3 (30%)	

※各地方整備局において主に評価している項目を調査

## <改善案>

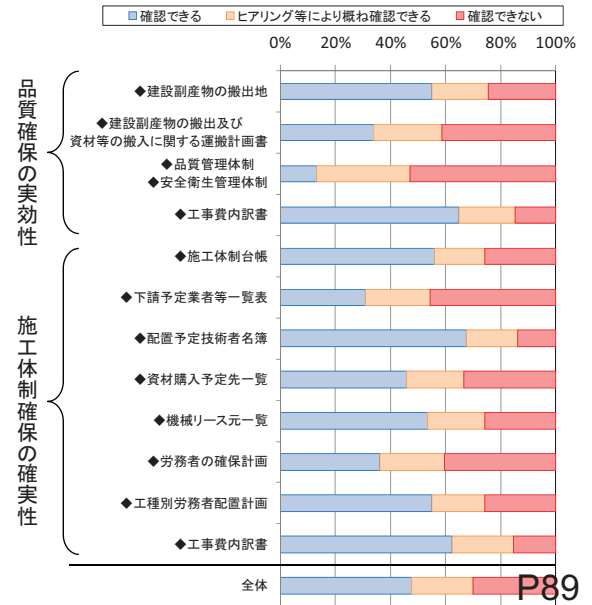
- ・施工体制確認型総合評価落札方式の施工体制評価点は、評価方法(判定方式)の明確化を図る観点から、設定された評価項目毎に3段階(15・5・0点)評価から**4段階(15・10・5・0点)評価**へ移行するものとする。
- ・上記評価結果を技術提案の加算点に適宜反映させるものとする。

施工体制評価点の分布



※平成19年度以降に契約した工事のうち、各地方整備局毎に施工体制確認を実施した参加者を50社程度、サンプルとして抽出。(合計501社)

施工体制審査の審査状況



委員名簿

<有識者委員>

座長	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科 教授
委員	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科 教授
委員	加藤 佳孝	東京大学生産技術研究所 准教授
委員	木戸 健介	ジャーナリスト
委員	小林 康昭	足利工業大学工学部都市環境工学科 教授
委員	田崎 忠行	(独)日本高速道路保有・債務返済機構 理事長代理
委員	福田 昌史	高知工科大学 客員教授
委員	古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科 准教授
委員	渡邊 法美	高知工科大学マネジメント学部 教授

<業界団体委員>

委員	村田 曄昭	(社)日本土木工業協会 公共工事委員長
委員	本間 達郎	(社)全国建設業協会 副会長
委員	谷村 隆三	(社)全国建設業協会 理事

<地方公共団体委員>

委員	新谷 景一	東京都建設局総務部技術管理課長
委員	新井 重治	飯能市建設部長

<オブザーバー>

	中村 哲己	(社)建設コンサルタンツ協会 業務システム委員長
--	-------	--------------------------